大東市

庁舎整備基本構想

大東市

令和8年9月　改定版

～ 目　　次 ～

１．はじめに（大東市庁舎整備基本構想改定に至った経緯） ..... - 2 -
（１）基本構想改定の必要性 ..... - 2 -
（２）基本構想改定に向けた視点 ..... - 2 -
２．現庁舎の現状とこれまでの経過 ..... - 3 -
（１）整備の必要性 ..... - 3 -
（２）現状 ..... - 4 -
（３）耐震診断の結果（平成２０年度） ..... - 5 -
（４）基本構想策定（令和３年９月）までの経過 ..... - 6 -
（５）基本構想策定（令和３年９月）以降の経過 ..... - 7 -
３．庁舎整備の基本方針 ..... - 11 -
４．庁舎の導入機能 ..... - 14 -
（１）重点項目 ..... - 14 -
（２）導入機能 ..... - 17 -
５．庁舎の想定規模 ..... - 24 -
（１）想定規模の考え方 ..... - 24 -
（２）現状規模（概算） ..... - 25 -
（３）庁舎想定規模の増減にかかる要因・要素 ..... - 28 -
（４）想定規模試算 ..... - 32 -
（５）結論 ..... - 35 -
６．候補地・整備パターン ..... - 36 -
（１）候補地・整備パターンの検討について ..... - 36 -
（２）隣地の取扱い ..... - 38 -
７．施設整備の考え方 ..... - 39 -
（１）配置・動線 ..... - 39 -
（２）建物構造 ..... - 41 -
（３）設備 ..... - 45 -
８．事業計画の検討 ..... - 47 -
（１）事業費・財源 ..... - 47 -
（２）スケジュール ..... - 47 -
（３）事業手法 ..... - 48 -

１．はじめに（大東市庁舎整備基本構想改定に至った経緯）

（１）基本構想改定の必要性

これまで、令和３年９月に策定された『大東市庁舎整備基本構想』に基づき、「現在地での耐震改修＋増築」での庁舎整備事業の取組を進めてきました。

しかし、基本設計の実施に向けて行った令和７年度の耐震診断において、建物の劣化が想定以上に進行していることが判明し、これまで取組を進めていた耐震改修での事業実施を断念せざるを得ない状況となりました。

このことから、基本構想の決定事項である「現在地での耐震改修＋増築」による整備計画を変更するため、『大東市庁舎整備基本構想』を改定します。

（２）基本構想改定に向けた視点

基本構想の中でも、「庁舎整備の基本方針」に示す５つの方針については、市議会特別委員会、庁舎の在り方等に関する審議会や市民ヒアリングなどを経て策定された、庁舎整備事業の根幹となるものであるため、主な部分については継承します。

一方、具体的な整備内容については、基本構想の決定事項であった「現在地での耐震改修＋増築」での実施が困難となったことから、耐震改修によらない内容に変更するとともに、基本構想策定後から現在に至るまでに検討を重ねてきた「ＤＸ推進等を踏まえた庁舎整備の方向性」や「公共施設再編の観点を踏まえた機能統合」等の内容も新たに盛り込むこととします。

近年高確率で南海トラフ地震などの大地震の発生が予想されている状況において、市民の安全・安心を守る災害対策拠点となる庁舎の実現が求められていることを念頭に置き、本構想の改定後、早急に事業を進めてまいります。

２．現庁舎の現状とこれまでの経過

（１）整備の必要性

現庁舎は昭和４０年に本庁舎が建設されてから、およそ６０年が経過し、平成２０年度に実施した本庁舎等の耐震診断では、現庁舎の大部分において、「大地震動により、倒壊し、又は崩壊する危険性がある」、「危険性が高い」との診断結果が出されました。耐震診断から１５年以上が経過した現在、今以上の耐震性の低下が懸念される状況であり、早急に災害対策拠点としての役割を果たす庁舎を整備しなければなりません。

また、現庁舎については、各種窓口の分散化・狭隘化等による市民サービスの低下、プライバシー保護やユニバーサルデザインへの対応の不十分さ、セキュリティ管理面の脆弱性など多くの課題を抱えており、全体として市民サービスと業務効率の低下を招いています。

現庁舎の抱えるこれらの課題解決に向けた新庁舎の整備が強く求められています。

（2）現状

現庁舎（本庁）等の概要を以下に示します。

<現庁舎等の配置>

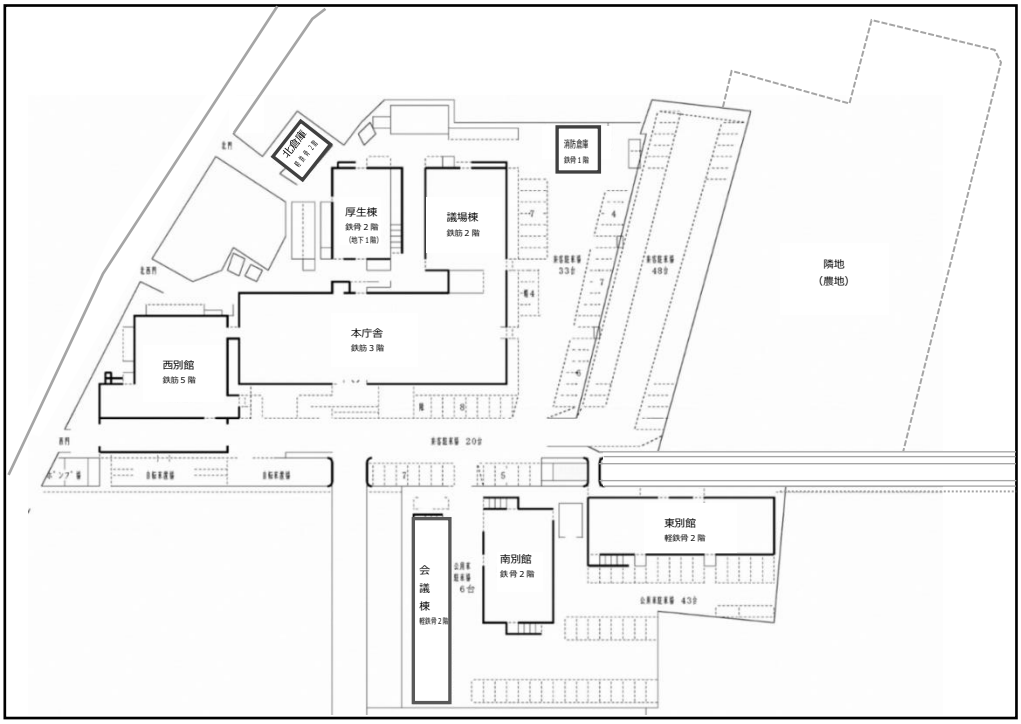

<現庁舎の概要>

■全体概要

所在地	施設の構成	敷地面積
本庁（谷川一丁目地内）	本庁舎、西別館、議場棟、厚生棟、北倉庫、消防倉庫	7,066.46 ㎡
本庁（曙町）	南別館、東別館、会議棟	2,313.08 ㎡
	合　計	9,379.54 ㎡

■各棟概要

棟　名	主要構造	階　数	建設年	経過年数	延床面積
本庁舎	RC	3	昭和 40 年	約 61 年	3,361.69 ㎡
議場棟	RC	2	昭和 40 年	約 61 年	713.19 ㎡
西別館	RC	5	昭和 56 年	約 45 年	2,404.90 ㎡
南別館	鉄骨	2	昭和 50～57 年	約 44～51 年	618.97 ㎡
東別館	軽量鉄骨	2	平成 7 年	約 31 年	745.48 ㎡
厚生棟	鉄骨	2	昭和 40 年	約 61 年	819.17 ㎡
北倉庫	軽量鉄骨	2	平成 10 年	約 28 年	136.62 ㎡
会議棟	軽量鉄骨	2	平成 12 年	約 26 年	324.92 ㎡
消防倉庫	鉄骨	1	令和 3 年	約 5 年	34.00 ㎡
			合　計		9,158.94 ㎡

参考：活用予定の東側隣地（農地）の面積　約 5,040 ㎡

（３）耐震診断の結果（平成２０年度）

平成２０年度に行った新耐震基準による耐震診断の結果は下記のとおりです。５段階で耐震性能を評価したところ、議場棟２階と西別館５階を除く建物の大部分においては、震度６強の地震により倒壊又は崩壊する危険性があると評価され、大地震の際に、建物に甚大な損傷が発生するおそれがあることが確認されました。

南海トラフ地震については、発生確率が今後３０年以内に６０％から９０％程度以上であると発表されており、また、上町断層帯地震や生駒断層帯地震では、本市においても、震度６強程度の揺れにより、大きな被害が出ることが予想されています。こういったことから、現庁舎の「耐震性の欠如」は大きな問題であり、早期の整備が必要です。

＜現庁舎の耐震診断結果（平成 20 年度実施）＞

棟名	階層	耐震性能
本庁舎	１Ｆ	E
	２Ｆ	E
	３Ｆ	D
議場棟	１Ｆ	D
	２Ｆ	C
西別館	１Ｆ	D
	２Ｆ	D
	３Ｆ	D
	４Ｆ	D
	５Ｆ	B
南別館	１Ｆ	D
	２Ｆ	D

震度６強の地震を想定

Ａ：構造体の補修をすることなく使用可能。
　　人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。

Ｂ：構造体の大きな補修をすることなく使用可能。
　　人命の安全確保に加えて概ね機能確保が図られている。

Ｃ：構造体に部分的損傷は生じるが、補修により再使用が可能。
　　人命の安全確保は図られている。

Ｄ：倒壊又は崩壊する危険性があり、耐震補強が必要。

Ｅ：倒壊又は崩壊する危険性が高く、早急に耐震補強が必要。

＊平成７年建設の東別館、北倉庫、会議棟は、新耐震基準(昭和５６年～)適用のため、耐震診断の対象外

＜今後 30 年以内に大東市で発生が想定される地震＞

想定される地震	30 年以内の地震発生確率
南海トラフ	60～90%程度以上
上町断層帯	2～3%
生駒断層帯	ほぼ 0～0.2%

「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」
「主要活断層の長期評価結果一覧」
地震調査研究推進本部地震調査委員会　より

（4）基本構想策定（令和３年９月）までの経過

耐震性が不足しているとの診断結果を受け、本市では平成２４年度から庁舎整備について具体的な検討を開始しました。庁内では、平成２６年度に発足した「大東市庁舎に関する庁内検討会議」を経て、平成２９年度には副市長以下特別職及び部長級で組織された「大東市庁舎整備に関する推進本部会議」を設置し、主に、事業の進め方や方針をはじめ、候補地抽出条件、整備パターンなどについて議論を行いました。

また、大東市議会においても、平成２５年度に特別委員会が設置され、継続的に庁舎整備に係る審議が行われてきました。

さらに、令和２年２月には、公募市民や学識経験者、関係団体の代表者により構成される「大東市庁舎の在り方等に関する審議会」を設置し、大東市の将来を見据えた庁舎の在り方や理想の庁舎像について、審議が重ねられました。本構想にある「基本方針」「導入機能」などは、その審議会における多角的な意見を参考としております。

また、市議会特別委員会、審議会、市民ヒアリング、意見交換会や庁内プロジェクトチーム等における様々な議論、審議、意見聴取などの検討経過を踏まえ、整備の基本的な考え方となる「基本方針」、「想定規模」、また具体的な「整備パターンの比較検討」などを取りまとめた、『大東市庁舎整備基本構想』を「大東市庁舎整備に関する推進本部会議」において、策定いたしました。

＜基本構想策定までの検討体制＞

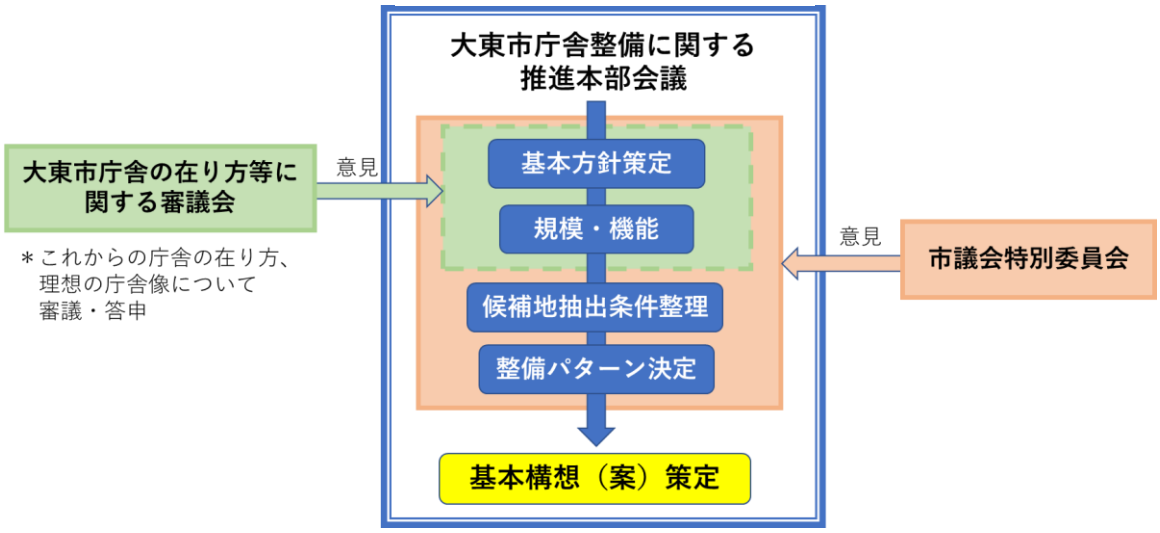

（5）基本構想策定（令和３年９月）以降の経過

令和３年９月定例月議会において『大東市庁舎整備基本構想』が可決され、その後、本構想に基づいた庁舎整備に向けて、以下の項目を含めた様々な検討を行ってきました。

①　ＤＸ推進等を踏まえた庁舎整備

コロナ禍により、テレワークなどの多様な働き方を可能とするＩＣＴ技術が急速に発展しました。行政手続きの分野においても、従来、紙や対面で行っていた業務の多くがデジタル化され、市役所に来庁することなく、いつでもどこからでも行うことができるオンライン手続きが増加しました。これらの行政ＤＸの進展は、行政文書の電子化による書庫面積や来庁者の減少による窓口面積等の縮小など、庁舎整備にも大きな影響を与えるものであると言えます。

本市では、「大東市ＤＸ推進基本計画」を基に、デジタルツールを活用した業務の効率化や、文書管理・電子決裁システムの導入、書類の電子化等の行政ＤＸを推進してきました。庁舎整備事業においても、これらＤＸの推進を踏まえた庁舎面積の最適化や、自治体フロントヤード改革の視点を取り入れた総合窓口の在り方について検討を行ってきました。

これらの検討内容を取り入れながら、さらなるデジタル化や働き方の変化、市民ニーズの多様化、ユニバーサルデザインへの対応といった現代社会の要請に柔軟に対応できる、時代に即した庁舎の実現をめざします。

②　庁舎整備を契機とした機能統合の実施

令和６年１１月に市長を含めて構成される経営会議において、公共施設再編の視点を踏まえた新たな方針を決定し、「機能統合を行う対象施設」、「隣地の活用」などについて以下のように決定しました。

１）機能統合を行う対象施設

市内の公共施設の多くは建設からかなりの期間が経過しており、今後、大規模改修や建替えのピークを迎えることが予想されます。それぞれの公共施設を単に建て替えるのではなく、利用状況や役割に合わせて、集約化・複合化するなどの見直しを行うことが、財政面や少子化等を考慮するうえで大切であると言えます。

庁舎の近隣に位置する「保健医療福祉センター」、「キッズプラザ」や「市民会館」の３施設は、建設から長い年月が経過しており、「公共施設等個別施設計画」において施設の劣化状況を踏まえた対応策の検討が必要であると位置づけられている状況です。これらの施設

について、「経済性」「利便性」「物理的な実現性」の観点から庁舎への機能統合を踏まえ具体的な精査を行いました。機能統合を行うことによって経済的な効果が期待できること、また、現在は周囲に分散している行政サービスや子育て支援機能を一か所に集約することによって市民の利便性の向上、市民サービスの充実にもつながることが考えられます。

このため、各施設の延床面積を一定程度削減し、これらの機能を庁舎に統合していくことをめざします。

２）隣地の活用

機能統合を行う場合は、統合対象となる施設も含めた建物延床面積、駐車区画数確保の観点から、現在の市役所の敷地のみでは必要となる敷地面積が確保できない見通しであるため、庁舎東側隣地の活用をめざします。

なお、令和６年１１月の経営会議以降、東側隣地の所有者協議を進めてきましたが、この度、東側隣地の大部分を所有する所有者と用地の「取得及び一部借地」について、合意に至る見込みとなり、隣地を含めた現在地での事業実施の目処が立ちました。

③　再度の耐震診断結果（令和７年度）

令和３年９月に策定した基本構想の決定事項である「現在地での耐震改修＋増築」による事業推進のため、令和７年度に本庁舎の再度の耐震診断を実施しました。

今回の耐震診断結果では、コンクリートの圧縮強度の低下等により、建物の耐震性能が想定よりも悪化していることが判明しました。目標としている耐震性能を満たすためには、耐震改修により庁舎執務空間内に数多くの鉄骨ブレース補強材を設置する必要があり、機能的な空間活用が困難である点や、現在の建物の老朽度合い・コンクリートの状況・築年数などを総合的に勘案した結果、耐震改修での庁舎整備は現実的ではないという結論に至りました。

これらの状況から、「現在地での耐震改修＋増築」での整備を決定事項としている令和３年９月に策定した基本構想を改定することとなりました。

＜現庁舎の耐震診断結果（令和７年度実施）＞

棟名	階層	平成 20 年		令和７年	
		耐震性能	Is 値	耐震性能	Is 値
本庁舎	１F	E	0.27	E	0.16
	２F	E	0.29	E	0.25
	３F	D	0.42	D	0.37

〈Ｉｓ値〉 構造体の耐震性能を表す指標
0.6 以上　　：「倒壊または崩壊する危険性が低い」
0.3 以上 0.6 未満：「倒壊または崩壊する危険性がある」
0.3 未満　　：「倒壊または崩壊する危険性が高い」
「平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第百八十四号」による

〈耐震性能〉
A ：構造体の補修をすることなく使用可能。
　人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
B ：構造体の大きな補修をすることなく使用可能。
　人命の安全確保に加えて概ね機能確保が図られている。
C ：構造体に部分的損傷は生じるが、補修により再使用が可能。
　人命の安全確保は図られている。
D ：倒壊又は崩壊する危険性があり、耐震補強が必要。
E ：倒壊又は崩壊する危険性が高く、早急に耐震補強が必要。

＜耐震補強を実施した場合の補強案＞

1 階平面図

断面図

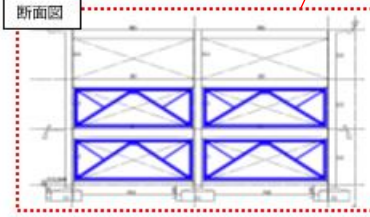

<鉄骨ブレース補強のイメージ>

2 階平面図

3 階平面図

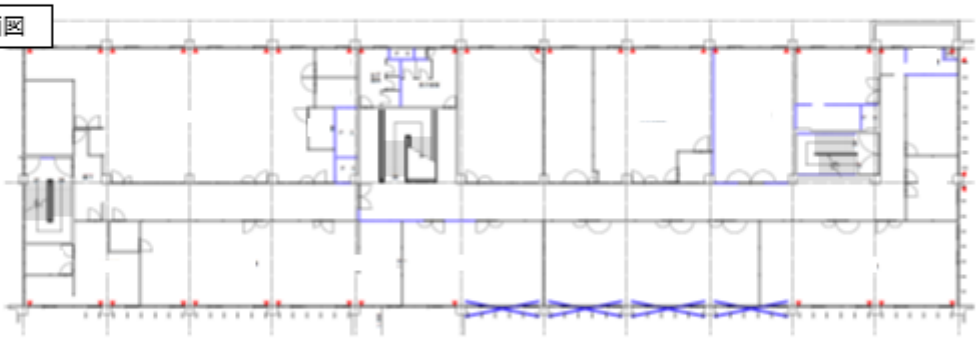

立面図

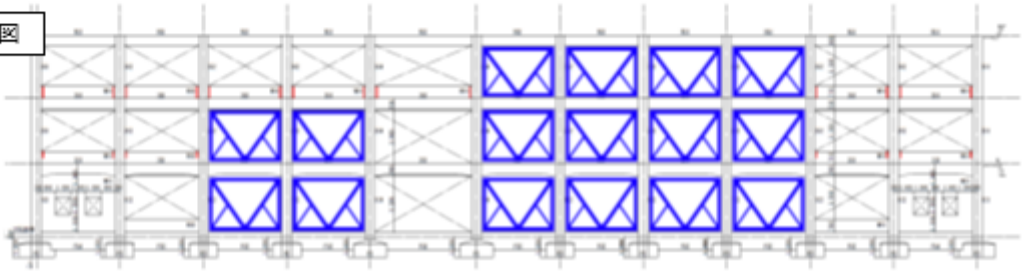

（参考）令和３年９月以降の流れ

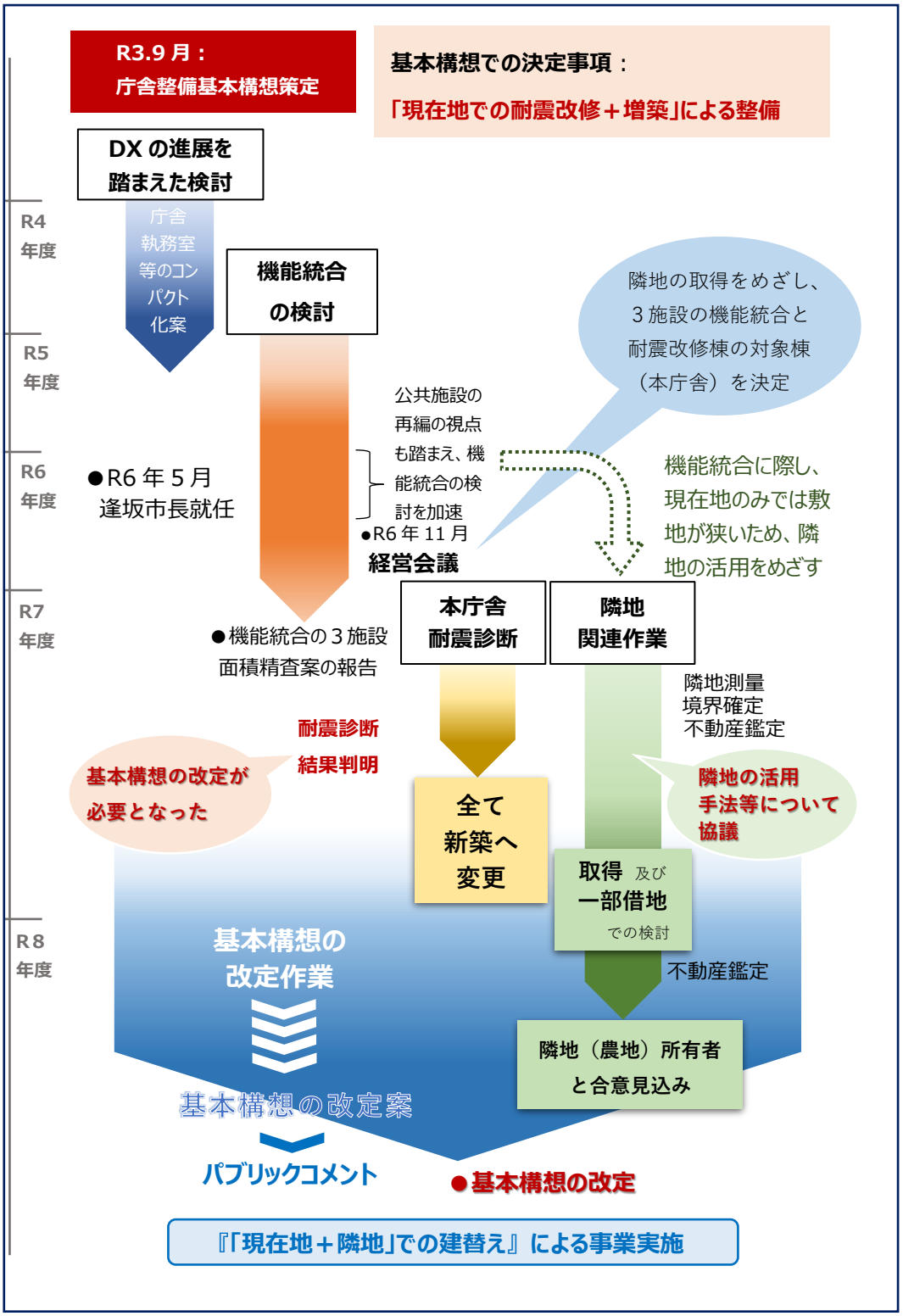

３．庁舎整備の基本方針

本市では、「一人ひとりの幸せの増大」を図るため、「安全・安心の土台の上に、希望・喜びが実感できるまち」の実現をめざしています。その中で、庁舎は行政手続きや相談窓口など、様々な行政サービスの拠点であることはもちろん、災害時には危機管理・災害対策の拠点として、市民の安全・安心を守る施設でなければなりません。

近い将来、発生の切迫性が指摘されている大地震、近年多発する集中豪雨などの大災害や、これまでにない経済・社会生活の混乱をもたらした新型コロナウイルス感染症のような未知のウイルスの発生など、私たちの想定を超える事態がいつ起こってもおかしくありません。このような事態に対し、危機管理・災害対策として備えを強化し、できるだけ被害を最小に抑える体制が必要不可欠です。

また、人口減少、施設の老朽化や市民ニーズの多様化等により、今後も人的・財政的負担の増大が懸念される状況です。限られた資源の中で、デジタル化や公民連携などを活用し行政の効率性を高めるとともに、行政が本来丁寧に寄り添うべき業務や分野に対してこれらの限られた資源を重点的・効果的に活用することが重要となってきます。

急速なデジタル化など、現在の目まぐるしい社会変化の中で、庁舎は「行政手続きを行う場」から、「市民と共創する場」へとその役割がシフトしており、すでに述べたように、庁舎整備においても、人口動態予測、災害対応、技術の進歩による行政の効率化やＤＸの推進など様々な視点で検討することが求められています。

本市においても、単なる庁舎の建替えに留まらず、庁舎整備を契機として、公共施設の在り方や再配置を検討し、市全体として市民サービスや市民の利便性の向上を図ります。

これらを踏まえ、次の５つの方針を示します。

1 大規模災害時でも市民の安全･安心を守り、事業継続が可能な庁舎

・昨今の全国的な大規模災害の発生や将来の発生可能性を鑑み、大地震に備え、庁舎の耐震性能を確保するとともに、起こりうる大規模浸水を想定した対策を講じ、来庁者をはじめとした市民や職員の生命を守ります。
・災害時の司令塔として迅速な対応を取るための活動拠点として、災害時においても、必要な行政機能を継続できる庁舎づくりを進めます。

2 時代の変化に対応できる未来志向の庁舎

・今日のＩＣＴをはじめとする技術革新はめざましく、日々新しい技術が生まれています。これらを活用し行政サービスを改善していくことは、市民の利便性を高めることにつながります。
・市民ニーズの変化に対応し、ＡＩをはじめとする先進的なＩＣＴを積極的に取り入れ、オンラインで手続き・相談が完結できるなど、旧来の仕組みにとらわれることのない、時代に見合った庁舎をめざします。
・また、効率的かつ効果的に住民サービスを提供できる職員の働き方や役割の変化、市民ニーズの多様化による業務の増加・細分化など、将来的な変化に対応できる柔軟性を備えた庁舎づくりに取り組みます。

3 利便性が高く機能的で、誰もが利用しやすい庁舎

・来庁者が訪れやすいよう庁舎へのアクセス性の確保に努めます。また、市民が利用しやすいよう窓口部門の集約化、ワンストップ化を進めるとともに、人権尊重の視点にも十分配慮した相談窓口や待合スペースの確保など、来庁者に分かりやすく、機能的に市民サービスが提供できる庁舎とします。
・ユニバーサルデザインを採用し、合理的配慮の考え方を最大限取り入れるなど、快適で安全な室内空間を創出し、高齢者や障害者、子ども連れなど誰もが不自由なく利用できる庁舎づくりを行います。

4 簡素で経済性に優れ、環境や景観に配慮した庁舎

・庁舎の整備や施設の管理コストについては、必要最小限に留めていく姿勢が重要です。整備にあたっては市有地を活用するなど、整備にかかる初期費用（イニシャルコスト）を最小限に抑えつつ、経済性を重視したシンプルで機能的、合理的な庁舎をめざします。

・庁舎機能の全体最適化については、市域全体を見渡しながら、中長期的な公共施設の在り方を見据え、既存の公共施設の統合・集約化等による市全体としての建替え事業費の抑制、維持管理コストの低減等に努めます。

・世界的に環境問題が議論される中、ハード整備やその維持管理においては、地球温暖化への対応、省エネルギー化など環境の視点を十分に取り入れるとともに、良好な景観形成に努め、将来世代への負荷を抑制します。

5 市民・行政の共創の場となる庁舎

・庁舎は多くの市民が利用し、地域との関係性という観点からも重要な位置づけにある公共施設であり、地域住民とともに、様々な地域課題を解決していく拠点ともなります。

・まちづくりの発展との関連性を十分に考慮することが必要であり、市の各種計画・方針等との整合性を図りながら、市民・行政が一体となって、まちづくりを進める共創の場とします。

４．庁舎の導入機能

庁舎に必要な機能及び取り組むべき方策について、「３．庁舎整備の基本方針」をベースとしつつ、現在までの様々な検討内容も踏まえて以下のように設定します。

（１）重点項目

①　大規模災害への対応

本市は過去、大きな水害に見舞われ、甚大な被害が発生しました。その教訓をもとに、災害への備えについて、重点的に取り組んできており、今後もその重要性は高まっていくばかりです。

その最たる拠点となる庁舎については、平時の安全・安心の確保はもとより、特に、大規模災害発生時における災害対策拠点機能や復旧・復興時における業務継続機能が求められます。

近い将来非常に高い確率で発生すると言われている南海トラフ地震をはじめとする大規模地震や、大型台風や局地的大雨等がもたらす大規模浸水などに対し、東日本大震災や能登半島地震、また、近年、全国各地で多発している水害の被害発生状況を鑑みながら、十分な対策を講じます。

②　ＩＣＴの積極的な活用

コロナ禍を経て、社会のデジタル化が急速に加速していく中、行政においても、市民の利便性向上、行政の効率化をめざし、従来の手法について、抜本的な見直し（ＢＰＲ（Business Process Re-engineering））を図りながら、限られた人的・財政的資源を効率的・効果的に活用できるよう、デジタル化を進めていく必要があります。

情報格差（デジタルデバイド）への対応を図りつつ、市民サービス、内部事務など、すべての場面において、ＩＣＴの導入を積極的に推進し、デジタル化により効率性を高めることで、市民ニーズへのより丁寧な対応を可能とし、あらゆる立場の方々がその恩恵を享受できるよう、効率的な行政運営に努めます。

③　公共施設の機能統合

１）機能統合検討の必要性

建設から一定期間が経過した本市の多くの公共施設は、現在、大規模改修や建替えの時期を迎えようとしています。近年の人口減少や高齢化の進展により、財政負担の増大が懸念される中、老朽化した公共施設をそのまま建て替えるのではなく、公共施設のスリム化や機能の集約化を図り、コスト削減のための対策を講じることが非常に重要です。

庁舎に比較的近接配置している「保健医療福祉センター」、「キッズプラザ」、「市民会館」については、公共施設等個別施設計画において施設の状況を踏まえた対応策の検討が必要であると位置づけられていることから、庁舎整備事業においても、公共施設再編の観点によりこれらの公共施設の機能統合について以下のような具体的な検討を行ってきました。

２）機能統合対象施設の現状

機能統合対象施設の概要を以下に示します。

＜機能統合対象施設の配置＞

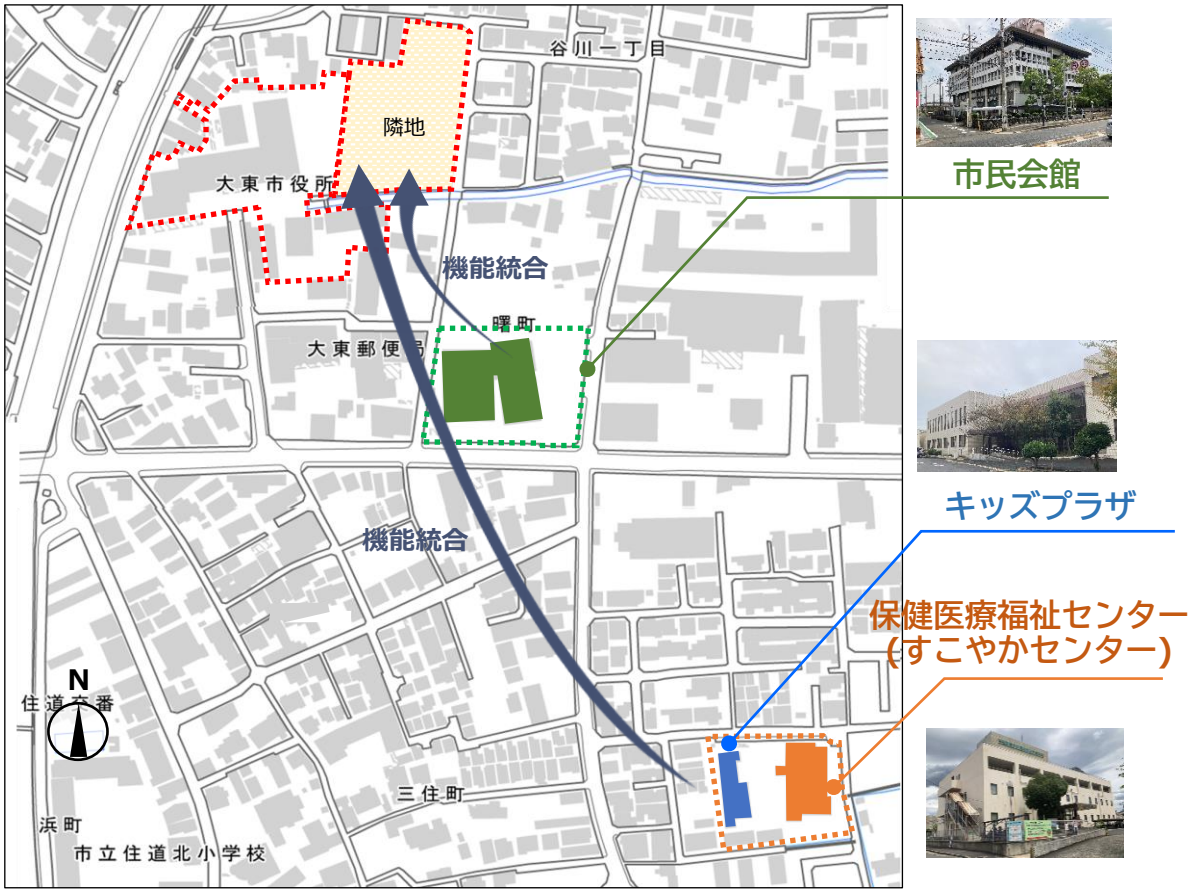

＜機能統合対象施設の概要＞

■各施設概要

施設名	所在地	敷地面積
保健医療福祉センター (すこやかセンター)	幸町８番１	3,195 ㎡
キッズプラザ	幸町８番８	1,675 ㎡
市民会館	曙町４番６	5,269 ㎡
	合　計	10,139 ㎡

施設名	主要構造	階数	建設年	経過年数	延床面積
保健医療福祉センター (すこやかセンター)	RC	3	昭和 52 年	約 49 年	2,656 ㎡
キッズプラザ	RC	2	昭和 55 年	約 46 年	1,161 ㎡
市民会館	RC	5	昭和 46 年	約 55 年	5,643 ㎡
	合　計				9,460 ㎡

３）機能統合についての具体的な検討

（ア）経済性について

機能統合の実施にあたっては、公共施設再編に伴う規模適正化の観点から、現状の概ね６割程度の規模での統合を想定し、コスト面の検討を行いました。

「保健医療福祉センター」、「キッズプラザ」、「市民会館」の３施設を庁舎へ機能統合する場合、庁舎整備費用に加えて機能統合を行う３施設を合わせた整備費用が別途必要となるため、工事費等のイニシャルコストは庁舎整備のみを行う場合と比較すると大きく増加します。

しかしながら、統合対象の各施設はいずれも建築後かなりの年数が経過しているため、庁舎に機能統合しない場合には、近い将来、大規模改修や建替え等の対応が必要となってきます。現状規模を維持したまま施設ごとに対応策を講じるのではなく、規模を一定縮小したうえで庁舎へ機能統合することにより、イニシャルコストや今後の維持管理費が低減されるなど、市全体として必要なコストが抑制され経済的であると考えられます。また、機能統合した場合には、対象施設の跡地の活用が可能となるメリットもあります。

（イ）利便性について

子育て等に関する相談や乳幼児の健康診査などの広範な保健サービスを担う拠点である「保健医療福祉センター」や子育て家庭等の交流の場である「キッズプラザ」を庁舎に機能統合することで、子育て支援機能の連携強化による市民サービスの充実が図られます。

また、「市民会館」を機能統合することで、市民協働やコミュニティ活動の活性化が期待されます。

（ウ）物理的な実現性について

「保健医療福祉センター」、「キッズプラザ」、「市民会館」の３施設を現在の市役所敷地のみで機能統合する場合、現状の敷地面積の制約から、機能統合の対象となる施設も含めた必要となる建物延床面積や駐車区画が不足するという課題が考えられます。しかし、庁舎東側の隣地が活用できる場合には、整備面積の観点において対象施設の大部分の機能統合が可能となります。

なお、隣地の活用については、これまで所有者協議を進めてきましたが、この度、東側隣地の大部分を所有する所有者と用地の「取得及び一部借地」について、合意に至る見込みとなり、隣地を含めた現在地での事業実施の目処が立ちました。

４）機能統合実施の方向性

これら「経済性」「利便性」「物理的な実現性」の観点を総合的に勘案した結果、統合面積を精査し、規模を一定縮小したうえで庁舎に機能統合することが望ましいことから、庁舎東側の隣地を活用し、これら３施設を庁舎に機能統合することをめざします。

ただし、事業実施期間中において、本市を取り巻く環境の変化や、当該施設の新たな活用方法、他の代替地への移転等に関する効果的な提案等があった場合には、多角的な視点から検討を行い、その結果によっては機能統合対象施設の一部について、庁舎への機能統合を見送る可能性があります。

（２）導入機能

①　大規模災害時でも市民の安全・安心を守り、事業継続が可能な庁舎

１）災害対策本部機能の整備

災害対策本部機能を有する危機管理室については、現庁舎の耐震性不足により、一時的に市民会館に設置している状況ですが、十分な耐震性能を確保したうえで、庁舎に設置します。

災害発生時に、的確な情報収集・管理に基づき指揮命令を行うとともに、関係機関と適切に連携ができるよう、ＩＣＴを活用した災害対策本部機能を整備します。

発災直後から持続的な災害対策業務が行えるよう飲料水や非常用食料、毛布などの備品を備蓄するとともに、長期的な対応も可能となるよう仮眠室やシャワー室などの設置についても検討します。

大規模災害時には、国・府や自衛隊、他自治体の応援職員など、受援体制も念頭に置いた災害対策本部機能を整備します。

２）安全な構造計画

来庁者・職員の安全・安心を確保するため、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における耐震安全性の分類において、構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「Ａ類」、建築設備「甲類」の性能を持たせる方針とし、十分な耐震安全性を確保します。また、地震の際に建物の揺れ自体を大幅に抑える免震構造の採用についても検討します。

＜官庁施設の総合耐震・対津波計画基準＞

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られること
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られること
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られること
建築非構造部材	Ａ類	大地震動後、災害応急対策活動を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られること
	Ｂ類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られること
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できること
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていること

３）非常用設備の設置

災害時の停電や断水に備え、非常用発電設備や自立的な電力供給設備等を検討するとともに、耐震性を備えた給排水設備、雨水の利活用など、行政機能を一定期間維持するために必要な電力や給水、排水などのライフラインを確保できる機能を整備します。合わせて、非常時に必要な資機材についても、適切に配置します。

４）浸水対策

浸水対策については、府の治水対策（地下河川や下水道増補幹線の供用開始）に加えて、市においても、雨水貯留浸透施設等を整備し、浸水被害の軽減化を図っています。また、短時間に降る想定外の集中豪雨等に備え、止水板や防水シャッターなどの整備を検討し、可能な限りの対策を講じます。

また、想定外の豪雨などによる河川氾濫の発生に備え、庁舎の部分的な浸水を想定し、ピ

ロティ構造、非常用発電設備やサーバー室をはじめとする重要設備、文書等の上層階配置などを検討し、災害発生時にも、行政機能が保持できるよう配慮したレイアウトとします。

５）平時からのリスク回避

災害発生時に、家具・什器等の転倒や設備の機能障害など、来庁者・職員の安全が脅かされることのないよう、適切な庁舎管理、労働衛生環境の向上に努めるとともに、速やかに安全確保行動に移れるよう、代替庁舎や他施設との災害対策機能の分担など、平時から事前の想定とシミュレーションを行い、職員の意識向上を図ります。

②　時代の変化に対応できる未来志向の庁舎

１）各種手続きのオンライン化

行政手続きのオンライン化については、ＩＣＴの積極的活用やマイナンバーカードの普及、キャッシュレス決済の導入により、一定の推進が見られています。さらに職員による手続き支援やデジタル活用支援員の活用など、情報格差（デジタルデバイド）の解消に努めることで、より一層の行政手続きの利便性向上と効率化をめざします。

２）ＩＣＴを活用した利用しやすい窓口

窓口においても、ＩＣＴの活用による、書かない・待たない・歩き回らせない、「やさしいスマート窓口」の実現をめざします。また、ＡＩやタブレットなどを活用し、来庁者に分かりやすい案内を行い、申請等に係る負担の軽減に努めます。

３）ペーパーレス化・内部事務の効率化

各種行政手続きはもとより、内部事務についても、電子決裁やＲＰＡなどのデジタル技術を活用することで、ペーパーレス化や業務効率化を推進し、紙ベースの書類の管理やデータ入力等の単純作業等に費やしてきた労力の削減に取り組んでいます。今後もこれら行政ＤＸを推進し、貴重なリソースを施策の立案や市民対応などの職員にしかできない業務に充てることでさらなる効率化を図ります。

４）職員の多様な役割・働き方の促進

テレワークやオンライン会議の活用など、場所・時間にとらわれない職員の効率的な業務体制の構築をめざします。また、職員が地域に出向き、庁舎以外の場所でも行政サービスを提供できる「モバイル職員」の考え方を視野に入れながら、前例にとらわれない柔軟な執務空間を構築します。

５）社会情勢に対応できる柔軟性と可変性

維持管理や設備更新に配慮した施設とし、繁忙期や災害時などに、用途を変更できるよう、移設しやすい間仕切壁の採用やフリーアドレスの導入など、執務室・会議室等の利用や組織変更に対応しやすい施設とします。

また、長期的な視点では、市民ニーズや行政サービスの在り方、職員の働き方が大きく変化していくことが予想されます。それに伴い、現在必要としている庁舎機能や規模についても、将来的には変化、縮小する可能性を十分念頭に置き、それらに対応できるよう建物構造や配置、レイアウトの検討に努めます。

③　利便性が高く機能的で、誰もが利用しやすい庁舎

１）ユニバーサルデザインの導入

障害者、高齢者、子ども連れなど個々の特性や状況に応じ、すべての来庁者にとって、安全でスムーズな動線（廊下、階段、エレベーター、外構等）を確保し、また、待ち時間も快適に過ごせるよう十分な広さの待合スペースを確保します。

高齢者や車いす利用者、オストメイトの方などが安心して使用できるバリアフリートイレや、誰もが利用できる共用トイレなどの設置を検討します。

＜様々な特性を持つ方に配慮したトイレの設置イメージ＞

２）窓口のワンストップ化

証明書の発行については、窓口をまとめるほか、利用頻度の高い手続きやライフステージに応じた複数の手続きを集約した総合窓口を設置するなどワンストップ化を図り、来庁者の移動負担の軽減と利便性の向上に努めます。また、高齢者や障害者をはじめ、すべての来庁者が利用しやすいよう、窓口のレイアウトについて検討を行います。

３）子育て支援機能の充実

子どもを連れた来庁者もストレスなく庁舎を利用できるよう、授乳室・ベビーチェア、キッズスペースなどを設置します。

＜子どもを連れた来庁者に配慮したトイレ・キッズスペースの設置イメージ＞

４）プライバシーへの配慮

間仕切りを設置したカウンターや個別ブース・相談室など、来庁者の個人情報やプライバシーの保護に十分配慮したレイアウトに努めます。

５）案内情報機能の整備

あらゆる来庁者をスムーズに誘導できるよう、案内については、多言語標記とし、また、文字だけでなく、情報をシンプルな図記号で表したピクトグラム（絵文字）を利用するなど、分かりやすい表示に努めます。

＜ピクトグラム（絵文字）表示のイメージ＞

６）良好な空間形成

関連性の高い部局を近接して配置するなど、効率的なゾーニングを行い、市民の利便性や業務の効率化に配慮した空間を構築します。

デスクやキャビネットを均一化し、合理的に配置するなどユニバーサルレイアウトの視点を取り入れます。

＜ユニバーサルレイアウトのイメージ/青梅市役所＞

７）セキュリティ対策

個人情報や行政情報の保護、防犯上の観点から、来庁者の立ち入り可能なエリアと特定の職員のみが入室できるエリアの区分を設けます。また、職員専用エリアについては、ＩＣカード認証や生体認証などによる入退室管理システムの設置等を検討し、情報管理の徹底及び防犯・警備機能の強化を図ります。

サーバー室などの重要機器室については、想定浸水深以上への配置、免震床の採用などを行い、安全性を最優先に追求した対策を行います。

プライバシーに配慮しつつ、庁舎出入口など、必要箇所に防犯カメラ等防犯設備を設置することで、セキュリティを確保します。

夜間・休日の利用については、専用出入口を設置し、適切に入館管理を行います。

④　簡素で経済性に優れ、環境や景観に配慮した庁舎

１）イニシャルコスト・ランニングコストの低減

公共施設再編の観点も含めた庁舎整備を念頭に、市全体として直接工事費や関連費用などのイニシャルコストを抑制するため、機能的、かつ、コンパクトで簡素な建物とします。

また、メンテナンスや清掃など維持管理のしやすさや将来の修繕・更新が経済的に行えるなど、ランニングコストの低減に貢献する無駄のない効率的な施設とします。

２）環境への配慮

国土交通省の「官庁施設の環境保全性基準」なども踏まえ、自然エネルギーの利用や省エネルギー技術などの採用を検討し、率先して環境負荷の低減やランニングコストの低減に努めます。

また、ゼロエネルギービル（ＺＥＢ）等の導入検討など、エネルギー消費の最適化をめざした庁舎となるよう、設備・機器の導入について研究します。

環境負荷の少ない自然材料の採用や廃棄物の再利用、建設時の副産物の再利用等に努め、

資源の有効活用を推進します。

３）機能的な庁舎デザインの採用

周辺地域の景観との調和を重視し、良好な景観に資する施設にするとともに、市民に開かれた庁舎として、華美なデザインを避けた機能美が表れるデザインとし、市民が庁舎として識別しやすい建物を整備します。

⑤　市民・行政の共創の場となる庁舎

１）開かれた庁舎の整備

来庁者が利用しやすいよう、アクセスしやすい動線計画にします。また、行政サービスの提供にとどまらず、日常的に誰もが気軽に訪れやすく、市民同士の交流が図られるよう、憩いのスペースの設置などを検討します。

２）情報発信

市民が利用しやすい場所に、市に関する資料等を閲覧できる市民情報コーナーを設置します。

また、市民及び行政がイベントを行えるなど、多用途・多目的に活用できるスペースの設置や、快適な Wi-Fi 環境の整備を検討します。

３）開かれた議会

市民に開かれた議会として、バリアフリーに対応した誰もが利用しやすい議場・諸施設を整備するとともに、さらなるＩＣＴの導入についても検討を行います。

議場、委員会室について、適切な床形状や什器の配置など、多用途・多目的に活用できる構造に努めます。

５．庁舎の想定規模

（１）想定規模の考え方

コロナ禍を契機に、様々な分野で急速にデジタル化が進む中、本市においても、市民の利便性向上、業務の効率化の観点から、積極的にデジタル化を推進してきました。

デジタル化と庁舎規模には大きな関連性があり、本市が実施したペーパーレス化の推進や文書管理・電子決裁システムの導入によって、従来必要としていた文書保管スペースが削減され、庁舎全体の整備面積のコンパクト化が可能になります。

また、職員一人あたりの執務室の広さについても、従来の役職別での算出ではなく、一人あたりの標準必要面積を乗じて算出をすることとし、整備面積の抑制に努めます。

一方で、現庁舎においては、窓口・待合スペースが十分に確保されておらず、廊下などの動線についても、利便性や安全性などに課題があることから、誰もが安全に、安心して利用できる環境の整備は重要な要素と言えます。

庁舎の想定規模の検討にあたり、他の自治体などでは、総務省基準や国土交通省基準を一定の参考とするケースが多いものの、本市においては、現状の規模を参考としつつ、先進事例等も踏まえ、機能的・効率的かつ利便性の高い庁舎規模を検討するものとします。また、窓口・業務の手法や在り方そのものを抜本的に見直し、再構築するＢＰＲ（Business Process Re-engineering）を積極的に推進し、安易な前例踏襲に陥らないよう努めます。

また、機能統合を行う公共施設の想定規模については、今後の人口推移や財政状況なども念頭に置き、身の丈に合った施設規模とすることが重要であるため、今後の維持管理コストの削減を図るためにも、スリムでコンパクトな施設をめざします。

（２）現状規模（概算）

庁舎及び統合を検討する公共施設の現状規模を①～④に示します。

なお、区分ごとの面積については、簡易的に計測した参考値であり、精緻に計算された数値ではありません。

①　庁舎

≪本庁エリア＋教育委員会等（市民会館５階）＋危機管理室（市民会館４階）≫（＊１）

区分（＊２）	現状規模（㎡）
[1] 執務室	3,950
[2] 倉庫・書庫	885
[3] 会議室・トイレ・厚生諸室	2,447
[4] 玄関・ホール・廊下・階段	1,855
[5] 議場	706
[6] 付加機能・その他	496
合計	10,344

（＊１）現庁舎及び教育委員会等（市民会館５階）・危機管理室（市民会館４階）
・D-biz（市民会館２階）を「①庁舎」に合算。

（＊２）[1]～[5]の区分については、H22 総務省地方債同意等基準を参考とした。

② 保健医療福祉センター

区分	現状規模（㎡）
[1] 執務室	307
[2] 倉庫・書庫	312
[3] 会議室・トイレ・厚生諸室	343
[4] 玄関・ホール・廊下・階段	636
[5] 診療所機能	478
[6] 保健センター機能	571
[7] その他	16
合計	2,663

③ キッズプラザ

区分	現状規模（㎡）
[1] 執務室	0
[2] 倉庫・書庫	65
[3] 会議室・トイレ・厚生諸室	147
[4] 玄関・ホール・廊下・階段	358
[5] 子育て支援機能	429
[6] 教育支援センター機能	162
合計	1,161

④ 市民会館（＊１）

区分	現状規模（㎡）
[1] 執務室	0
[2] 倉庫・書庫	121
[3] トイレ・厚生諸室	168
[4] 玄関・ホール・廊下・階段	1,692
[5] 会館機能（貸し会議室）	2,120
[6] 食堂機能	514
合計	4,615

（＊１）危機管理室、教育委員会等及び D-biz については、「①庁舎」に算定済のため、本表には含んでいない。

【参考】大東市の職員数及び人口の推移

職員数（全体職員数のうち、本庁＋教育委員会＋危機管理室の職員数）

《令和７年４月１日現在》

職区分	正職員	会計年度任用職員	合計
職員数(人)	491	121	612

※算出対象の職員が異なるため、下図の令和７年度の数値とは一致しません

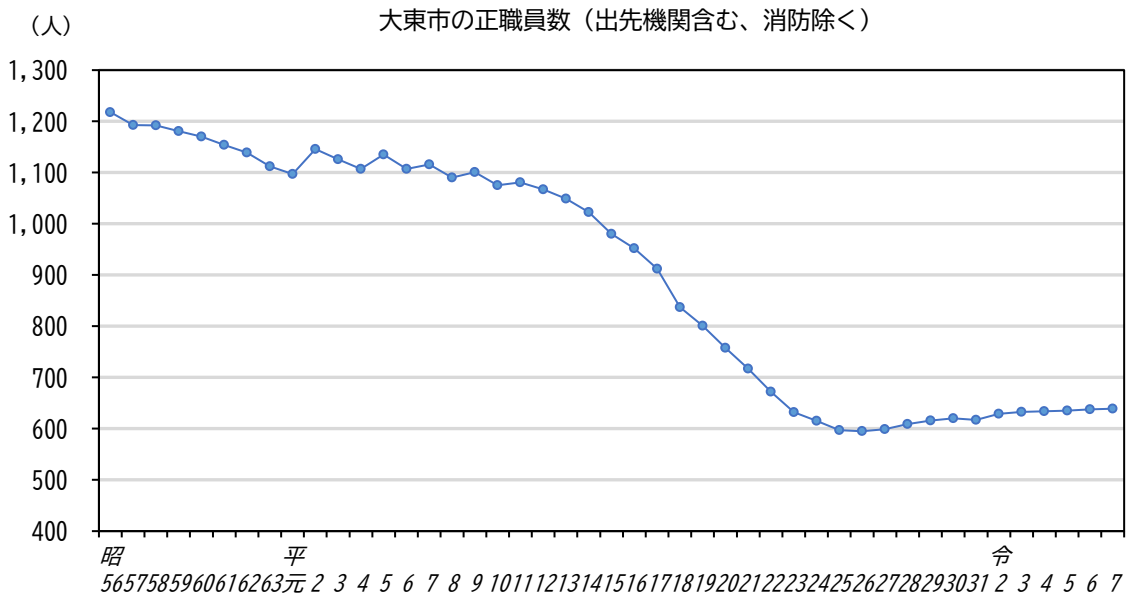

大東市統計書をもとに作成

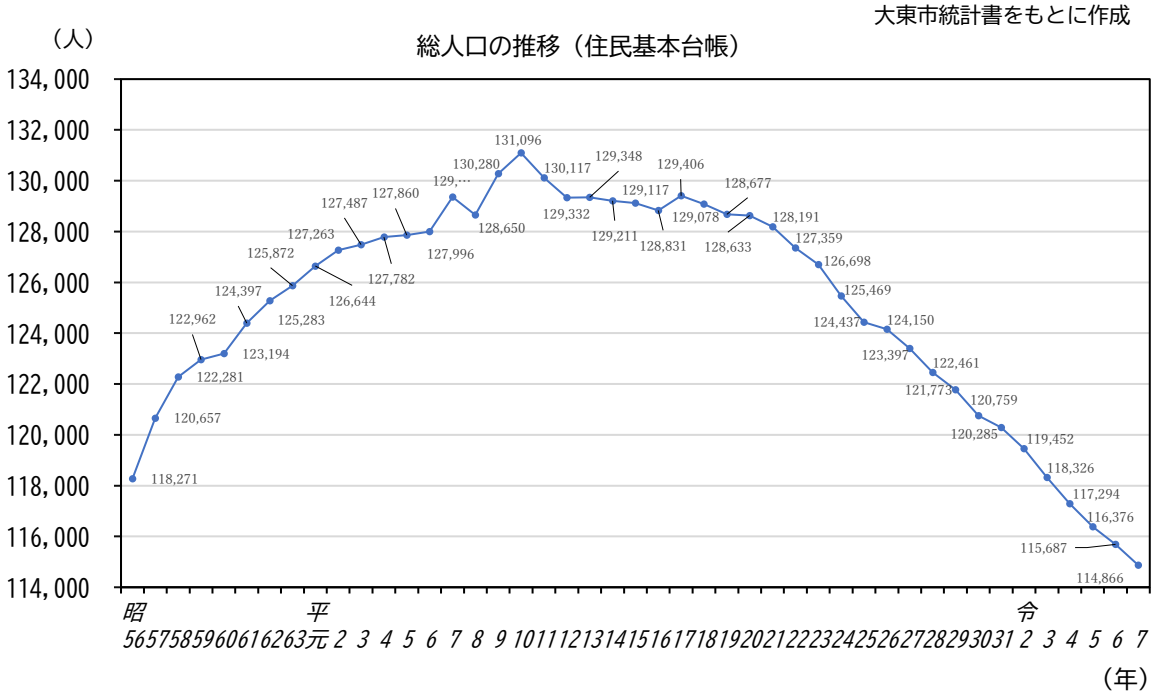

住民基本台帳統計資料を一部加工して作成

（３）庁舎想定規模の増減にかかる要因・要素

（※あくまで検討を行う要因・要素であり、設置・導入を決定したものではありません）

【減少要因】

①ペーパーレス化

現状	・文書管理・電子決裁システムが導入されましたが、紙媒体での管理・業務も数多く残っており、文書の保管にかかる書架・書庫などが執務空間を圧迫している状況です。
方策	・文書管理・電子決裁システムの導入、継続利用による総文書量の削減 ・ファイリングシステムの導入による文書管理スペースの効率化 ・会議資料等の徹底したデータ化 （※他自治体事例では、上記のようなペーパーレス化にかかる各取組により、おおよそ４～５割の文書量削減が実現しています） など

②手続きの集約化・オンライン化

現状	・行政手続きのオンライン化によりオンラインで完結できる手続きも増加していますが、来庁の必要性がある手続きも多く残っています。加えて、業務ごとに担当部署が縦割りとなっていることで、相応の窓口数を設置しており、それぞれの待合スペースも必要な状況です。
方策	・手続きのオンライン化のさらなる推進による来庁不要手続きの増加 ・総合窓口の設置による省スペース化 など

③職員の働き方改革

現状	・業務内容に関わらず、ほとんどの職員が職場へ出勤している状況であり、柔軟な働き方改革実施を実現するための環境の整備も完全ではない状況です。
方策	・多様な働き方に対応したオフィス環境づくり ・フリーアドレスの導入（課内フリーアドレス等を含む） ・将来的なテレワーク（在宅勤務、地域への出向など）の導入 など

④ユニバーサルレイアウトの導入

現状	・個人単位のデスクによる組織ごとの島編成のレイアウトにより、非効率的な空間利用となっています。また、機構改革・人事異動のたびに、レイアウト変更の手間・費用を要する状況です。
方策	・均一化されたデスク、キャビネット等の適正配置 ・フリーアドレスの導入（課内フリーアドレス等を含む） ・空間を最大限有効に活用するゾーニング など

⑤物品の共有化、作業スペースの共有化

現状	・原則、物品等の調達・管理はそれぞれの課ごとに行っています。 ・作業スペースや簡易な打ち合わせスペースについては、非効率的なレイアウトにより、各所に散見している状況です。
方策	・物品の一元管理 ・会議室等の多用途化 など

⑥業務の効率化

現状	・人的・財政的資源が今後ますます限られていく中、業務や組織の在り方について、効率化が図られていない分野もあります。
方策	・事務の広域化、機関の共同設置などによる組織の効率化 ・公民連携をはじめとする公共に限らない多様な担い手による行政サービスの提供 ・総務・庶務事務のシステム化 など

【増加要因】

①大規模災害への対応

現状	・危機管理室は、現在、本庁舎から離れた市民会館内に配置されており、地震発生時の災害対策本部も同様に市民会館に設置することとなっています。 ・また、水害をはじめとするその他の災害発生時においても、本庁に災害対策本部として十分な機能や設備が備えられておらず、迅速かつ継続的に災害対策業務を遂行できる環境整備が必要な状況です。
方策	・防災システムや通信機能を備えた災害対策本部室として転用できる会議室の設置 ・自家発電設備をはじめとする非常用設備・資機材の設置 ・災害対策業務を継続的に維持するための男女別シャワー室・仮眠室、備蓄倉庫の整備 ・耐震性を備えた（上下水）貯留施設の整備 など

②ユニバーサルデザインの導入

現状	・窓口応対スペースについて、十分な広さを確保できておらず、また、待合スペースも同様に大変狭く、混雑時には座ることが困難な状況であり、さらには、通路が大変狭くなっている箇所が見受けられます。 ・庁舎の端にエレベーターが設置されているため、移動経路が長くなる状況が発生します。 ・車いすの方が安心して利用いただけるトイレは場所が限られている状況です。
方策	・車いす・ベビーカーなどを利用されている方も不自由なく通行可能となる通路の拡張 ・待ち時間が負担にならない十分な待合スペースの設置 ・すべての人が安心して利用できる多目的トイレの設置 ・十分な広さを確保したエレベーターの設置 など

③プライバシーの保護

現状	・待合スペースから窓口応対の様子が見えてしまう状況であり、また、相談のためのプライバシーに配慮したブース・個室なども、限られた部署を除いて、設置できていない状況です。
方策	・個人情報や相談内容などに十分に配慮した相談カウンター、ブース、個室の設置 など

④感染症対策

現状	・部署によっては、密度が高い執務室があり、窓口、待合スペースの十分な確保に課題がある状況です。
方策	・効率化を図りながらも、密になりすぎないレイアウトの検討 など

⑤子ども連れ・障害者など配慮が必要な方へのスペースの設置

現状	・一定の設備はあるものの、十分とは言えず、また、ニーズの高い部署との近接性に課題がある状況です。
方策	・授乳室、おむつ交換スペースやキッズスペースなどの子育て支援機能スペースの拡充・適切配置 など

（４）想定規模試算

①庁舎　〈本庁エリア＋教育委員会等＋危機管理室〉

区分	現状規模（㎡）	減少要因/増加要因	係数	想定面積（㎡）	［参考］総務省基準（㎡）
①執務室	3,950	〈減少要因〉 ・ペーパーレス化 ・ユニバーサルレイアウト ・フリーアドレス ・総合窓口（ワンストップ化） ・手続きのオンライン化	※1	2,975	5,279
②倉庫・書庫	885	〈減少要因〉 ・ペーパーレス化、ファイリングシステムの導入に伴う文書保管量の削減 ・永年文書の年限見直しや電子化 ・物品の一元管理 〈増加要因〉 ・備蓄倉庫	0.6	531	686
③会議室・トイレ・厚生諸室	2,447	〈減少要因〉 ・オンライン会議 ・会議室の多用途多目的化 〈増加要因〉 ・多目的トイレ ・シャワー室・仮眠室 ・相談用個室	1.2	2,936	4,018
④玄関 ・ホール ・廊下 ・階段	1,855	〈減少要因〉 ・オンライン化による来庁者の減少 〈増加要因〉 ・ユニバーサルデザイン ・通路の拡張 ・待合スペース ・カウンター、ブース	1.5	2,783	3,993
⑤議場	706		1	706	595
⑥付加機能・その他	496	〈増加要因〉 ・カフェ・コンビニ・ＡＴＭなどの利便施設 ・臨時窓口	－	600	―
合計	10,344			10,531	14,571

※１：執務室面積は職員１人あたりの標準必要面積より試算

②保健医療福祉センター

区分	現状規模（㎡）	減少要因/増加要因	想定面積（㎡）
①執務室	307	〈減少要因〉 ・ペーパーレス化 ・ユニバーサルレイアウト ・フリーアドレス ・総合窓口（ワンストップ化） ・手続きのオンライン化 〈増加要因〉 ・個別相談スペース	365 ※1
②倉庫・書庫	312	〈減少要因〉 ・ペーパーレス化、ファイリングシステムの導入に伴う文書保管量削減 ・物品の一元管理 ・「①庁舎」との共用	118
③会議室・トイレ・厚生諸室	343	〈減少要因〉 ・会議室の多用途多目的化 ・「①庁舎」との共用	127
④玄関・ホール・廊下・階段	636	〈減少要因〉 ・施設のコンパクト化による縮小	499
⑤診療所機能	478	※2	55
⑥保健センター機能	571	〈減少要因〉 ・効率的な利用、使用頻度の低い部屋の統合	269
⑦その他	16	〈減少要因〉 ・「①庁舎」の「付加機能・その他」にて必要に応じて計上	0
合計	2,663		1,433

※１：執務室面積は職員１人あたりの標準必要面積より試算

※２：こども診療所・休日診療所については引き続き在り方についての検討を行う。上記には、現在、運営中の休日診療所の必要面積のみを計上

③キッズプラザ

区分	現状規模（㎡）	減少要因/増加要因	想定面積（㎡）
①倉庫・書庫	65	〈減少要因〉 ・ペーパーレス化、ファイリングシステムの導入に伴う文書保管量削減 ・物品の一元管理 ・「①庁舎」との共用	43
②会議室・トイレ・厚生諸室	147	〈減少要因〉 ・会議室の多用途多目的化 ・「①庁舎」との共用	76
③玄関・ホール・廊下・階段	358	〈減少要因〉 ・施設のコンパクト化による縮小	256
④子育て支援機能	429	〈減少要因〉 ・機能的な使用方法を考慮した建物仕様	297
⑤教育支援センター機能	162	〈減少要因〉 ・「①庁舎」の教育委員会部分との共用	91
合計	1,161		763

④市民会館（教育委員会等及び危機管理室に関する設備を除く）

区分	現状規模（㎡）	減少要因/増加要因	想定面積（㎡）
①倉庫・書庫	121	〈減少要因〉 ・「①庁舎」との共用	26
②トイレ・厚生諸室	168	〈増加要因〉 ・各種バリアフリー化等の実施	177
③玄関・ホール・廊下・階段	1,692	〈減少要因〉 ・施設のコンパクト化による縮小	1,469
④会館機能（貸し会議室）	2,120	〈減少要因〉 ・稼働率・近隣の貸館施設等の状況を踏まえ縮小	1,475 ※1
⑤食堂機能	514	※2	200
合計	4,615		3,347

※1：キラリエホールについては、隣地活用範囲、敷地接道要件、周辺の道路状況等により統合ができない可能性が高い。貸し会議室の全体面積についても、引き続き面積精査を行い、今後の設計業務の中で、配置計画等を検討予定

※2：今後、事業者の参画可能性を踏まえ、面積精査予定

（５）結論

少子高齢化や物価高騰などの影響により、厳しい財政状況が見込まれる中、整備する面積・規模は、建設に係るイニシャルコストに直結するとともに、今後の維持管理に係る経費にも大きく影響を与えることから、「コンパクトな庁舎」を念頭にできる限り規模を縮小し、中長期的にも経済的な庁舎整備を進めることが必要です。

一方で、通路の狭隘化などの様々な課題を踏まえると、一定の規模を確保することも必要です。

また、公共施設の機能統合により、整備面積は庁舎単独の建替事業と比べると増加することになりますが、近い将来に更新・建替えが必要となる市内の公共施設を、適正な規模に見直したうえで庁舎に機能統合することで、市全体としての事業費の抑制にもつながります。統合対象の公共施設についても必要な部分については、適切な面積・規模を確保し、効率化を進めるべき部分については、縮小・削減を進め、最適な整備面積の精査に努めます。

今後の設計等において、関連法規制や構造・設備などの影響により必須となるものや、共用部分の配置等による不確定要素はあるものの、来庁者の安全性の確保・利便性の向上を最優先課題として掲げつつ、上記の規模の適正化や機能統合に関する検討を踏まえ、機能統合の対象となる３施設も含めた概算整備面積としては 16,000 ㎡程度を想定しています。

ただし、今後の設計業務等の中で、具体的な部署や共用部分の配置等も踏まえた面積精査や各施設のさらなるコンパクト化の検討を引き続き進め、事業費の抑制に努めます。

６．候補地・整備パターン

（１）候補地・整備パターンの検討について

①　基本構想策定時（令和３年９月）の候補地・整備パターン

庁舎整備について検討を開始してから基本構想策定までの間、庁舎整備の候補地については、「現在地」、「消防跡地＋周辺地（赤井）」、「住道駅前の再開発ビル」、「市民会館」や「末広公園」など様々な敷地について、議論が行われてきました。

令和３年９月の基本構想策定の際には「想定必要床面積を確保できる敷地規模であること」、「早期の整備が可能であること」「市の各種計画・方針等との整合性が図られていること」などの条件を踏まえ、「現在地での耐震改修＋増築」、「現在地での建替え」、「市民会館」、「末広公園」の４つの候補地・整備パターンを選出しました。

これら４つの案を審議会の答申や庁内・議会等での議論を踏まえて比較検討した結果、「早期に建設が可能であること」、「イニシャルコストの抑制が図られること」等の点において「現在地での耐震改修＋増築」の案が最も優れていたため、この案を候補地・整備パターンとして決定しました。

②　今後の候補地・整備パターン

令和３年９月の基本構想策定以降、「現在地での耐震改修＋増築」での整備に向けて事業を推進してきましたが、令和７年度に基本設計に先立ち耐震診断を実施したところ、耐震改修が現実的に困難であることが判明したため、耐震改修ではなく全て新築による建替えへと方針を転換することとなりました。

基本構想の改定に際しての候補地の考え方としては、

- これまで複数の候補地の議論を経て、庁内・議会で協議を重ねた結果として「現在地」での事業実施で検討を進めていたこと
- 令和３年９月の基本構想の策定にあたって実施した候補地・整備パターン比較において、「現在地での建替え」が「現在地での耐震改修＋増築」の次点案として、他の候補地案よりも優れていると評価されたこと
- 現庁舎の耐震性が不足するとの状況を鑑み、一刻も早く事業を進める必要性が高いこと

などの観点から、今後は、「現在地での建替え」の案で事業を進めていくこととします。

また、公共施設の再編の視点についても、庁内での「大東市庁舎整備に関する推進本部会議」や市議会の「市庁舎建て替えに関する特別委員会」での議論を踏まえ、公共施設の機能統合及び統合に際して必要となる庁舎東側の隣地の活用をめざし、『「現在地（現市役所敷地）＋隣地」での建替え』による事業実施とします。

現在地での事業の実施は、現在地以外で事業を行う際に必要となる代替施設の新規整備や新たな候補地の確保が不要となるため、時間とコストを大幅に削減することが可能となります。また、現在の庁舎があるこの土地は、半世紀以上にわたって市民の皆様に親しまれてきた歴史がある点からも、現在地での庁舎整備が望ましいと考えます。

隣地の活用は、機能統合の対象となる３施設を含めた建物整備面積や駐車区画数の確保に必要となります。「公共施設の庁舎への機能統合」の実現により、けん診、子育て支援、市民会館等の機能が集約され、市民及び職員双方の利便性がさらに向上することが考えられます。

庁舎整備事業を進めるうえで、イニシャルコストを低く抑えることは重要です。機能統合を行うことで統合施設分のイニシャルコストが短期的には増加することとなりますが、一方で、機能統合を見送り、各施設を個別で改修した場合において、それぞれの建物の耐用年数が到来すれば更なる建替えが必要となる点も考慮しなければなりません。代替施設等の整備費用、機能統合対象施設の大規模改修や建替え費用、加えて機能統合対象施設の跡地活用による売却益等を総合的に勘案すると、市全体として事業費を抑制できるという観点から、隣地を活用し機能統合を実施するメリットは大きいと言えます。

また、これまで「現在地での耐震改修＋増築」を前提として検討を重ねてきた機能統合や隣地活用の検討などの成果は、「耐震改修」ではなく「建替え」で事業を実施する場合においても、有効に活用することが可能となります。

以上の考察から

『「現在地＋隣地」での建替え』の案で、事業を進めていくこととします。

（２）隣地の取扱い

対象となる施設の機能統合を実施したうえで庁舎整備事業を進めるには、現在の敷地面積の制約から、庁舎東側隣地（農地）の活用が必要となります。

これまで、東側隣地の所有者協議を進めてきましたが、東側隣地の大部分を所有する所有者と用地の「取得及び一部借地」について、合意に至る見込みとなり、隣地を含めた現在地での事業実施の目処が立ちました。

取得範囲、借地範囲については下図の想定であり、新たに整備をする建物は取得範囲のみに建設をする予定です。借地範囲については、将来的な土地賃貸借契約の終了に備え、終了時においても適法な建物仕様とします。

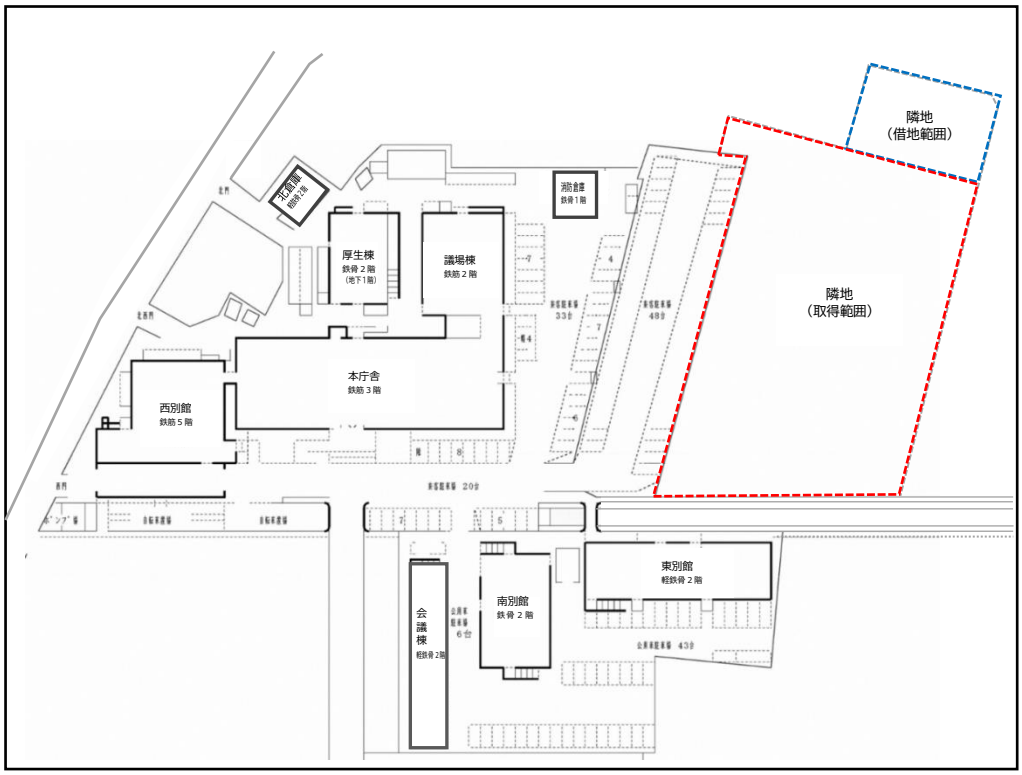

7．施設整備の考え方

（1）配置・動線

① 土地利用・建物配置

隣地を活用し、機能統合を実施した場合の建物配置案を以下に示します。

取得した隣地部分に新築棟を整備するモデルプランです。駐車場を建物の周囲及び南側の庁舎敷地等に設け、車両は敷地南側及び敷地西側道路から敷地内に進入する想定となっています。建物を１棟に集約した場合には、外構の一部を賑わい創出空間や防災広場等に活用できる範囲が大きくなります。

具体の棟配置などにつきましては、全体工期が短くまた、コスト抑制の可能性が高い１棟案が有力と考えますが、本構想に示すモデルプランはあくまで一例であり、棟配置、ワンフロア面積や階数については、今後具体的な執務室や会議室などのレイアウト検討の際に、法令、構造、コストなどを総合的に勘案し、敷地全体の基本設計の中で整理することとします。

なお、建物構成については、日影規制等の状況により一棟案ではなく、一部分棟となる可能性もあります。

※一部分棟となった場合、図上の新築棟②又は新築棟③への配置を検討

② 部門配置・ゾーニング

以下は、前ページのモデルプランにおいて、庁舎と「保健医療福祉センター」、「キッズプラザ」、「市民会館」を１棟に集約した場合における部門配置の一例です。各部門の配置については、特に市民サービスや行政事務の効率化を考慮し、１階に総合窓口を設置するとともに、低層階には市民の利用が多い部署と関連部門を配置する想定です。

この案はモデルプランであるため、棟の配置も含めた詳細なフロア構成や部署の配置については、基本設計の中で検討します。

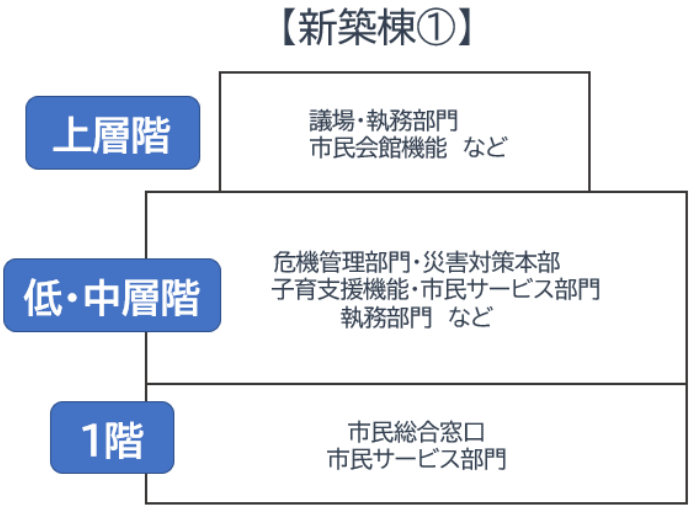

＜部門配置イメージ＞

（２）建物構造

耐震性の目標性能は、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における耐震安全性の分類に基づき定めます。

大地震発生時にも人命の安全の確保に加え、災害対策拠点として速やかに業務が継続できる耐震性能の確保をめざすことから、耐震安全性の分類として、構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」相当を目標性能として設定します。

＜官庁施設の総合耐震計画基準＞

：目標耐震性能

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られること
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られること
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られること
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られること
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られること
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できること
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていること

■構造計画

新築する建物は、目標性能(構造体としての耐震安全性の分類「Ⅰ類」相当)を満足する最適な構造計画を採用します。

構造計画の選定にあたっては構造種別（鉄骨造、ＲＣ造、ＳＲＣ造など）、耐震種別（耐震構造、制振構造、免震構造）も含めて構造形式を比較検討し、耐震性、経済性、施工性などを総合的に勘案して構造計画を決定します（P44：構造形式の比較）。

制振・免震構造の検討にあたっては、耐震性とコストのバランスに配慮するとともに、大地震発生直後から災害対策拠点としての機能を発揮できる効果も踏まえ、費用対効果の高い免制震部材の配置の検討を行ないます（免制震構造の庁舎事例参照）。

免震構造を採用することにより整備時のコストが増加する一方、大地震発生直後においても業務中断のリスクが排除され、庁舎機能の継続が可能となるため、迅速な災害復旧活動が見込まれます。災害時において、地域住民の生命を守るための司令塔としての機能を確実に果たし、防災拠点機能の担保強化の観点からも免震構造は有効であると考えます。今後の設計業務等の中で、建物の構造・規模・階数、地盤の状況などを踏まえ、免震構造の有用性を確認のうえ進めます。

■免制震構造の庁舎事例

① 尾花沢市庁舎（地上３階、延床面積約 4,440 ㎡）

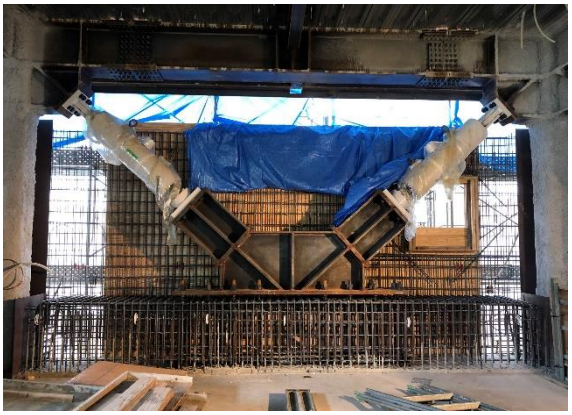

鉄骨造制振構造としているが、制振ダンパーは1階のみに配置するソフトファーストストーリー制振とすることで少ない制振ダンパー数で費用対効果の高い制振構造としています。

② 真室川町庁舎（地上３階、延床面積約 3,130 ㎡）

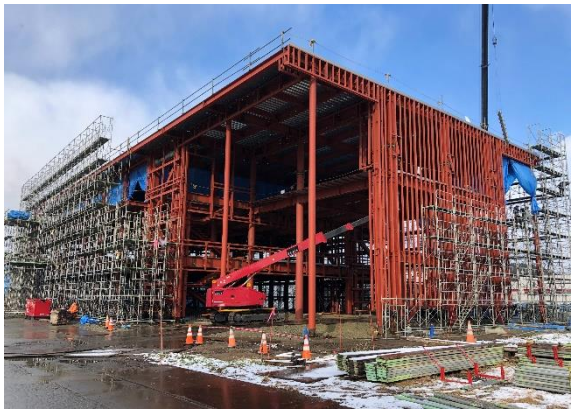

制振ダンパーを主体構造と切り離した耐震壁頂部（屋根下部）に配置し、本体屋根と制振ダンパーで接続することで、少ない制振ダンパー数で効率のよい制振構造としています。

③ 阿南市庁舎（地上7階地下1階、延床面積約20,700㎡）

地震時の建物の揺れ自体を大幅に低減する免震構造を採用しています。免震層は地下駐車場を利用した柱頭免震としており、免震層を無駄なく有効利用しています。

<構造形式の比較>

構造種別	鉄 骨 造			鉄筋コンクリート造			木 造	
構造形式	耐 震	制 振	免 震	耐 震	制 振	免 震	耐 震	制 振 / 免 震
姿 図	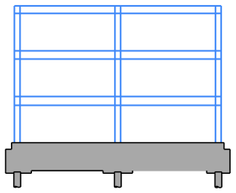	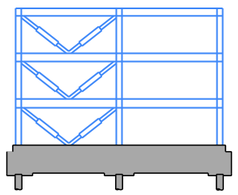	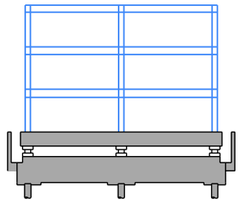	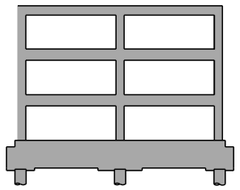	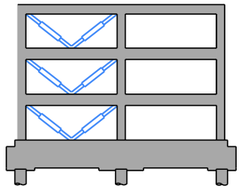	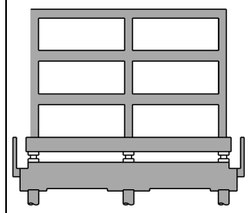	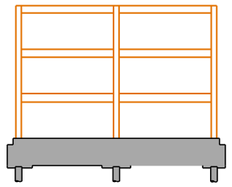	
構造種別の特徴	・部材が軽量・高強度であり、大スパン(10～15m)が可能である。 ・部材を工場製作、現場にて建て方を行うため、比較的工期が短い。 ・建物の重量が軽量であるため、基礎工事コストが比較的低い。			・部材重量が大きく、中スパン(10m 以下)を架構するのに向いている。 ・現場にて型枠・鉄筋・コンクリート工事を行うため、鉄骨造と比較して工期が長い。 ・建物の重量が大きいため、基礎工事コストが比較的高い。			・部材が軽量であるが低強度であり、中スパン(8m 以下)を架構するのに向いている。 ・部材は工場製作(プレカット)、現場にて建て方を行うため、比較的短工期が可能。 ・建物重量が軽量であり、基礎工事コストが比較的低い。	
構造形式の特徴	・ラーメン構造等にて架構を構成。 ・大地震時には主に主体構造(柱・梁)が損傷(=変形)し、建物に変形が残る可能性がある。	・ラーメン構造に加えて制振部材(ダンパー)を設置する。 ・大地震時には主に制振部材(ダンパー)が地震力を吸収するため、建物が損傷しにくく、変形が残りにくい。	・1 階床と基礎の間に免震部材を配置した免震層を設ける。 ・大地震時には主に免震層の免震部材が地震力を吸収するため、建物が損傷せず、変形はほとんど残らない。	・ラーメン構造等にて架構を構成。 ・大地震時には主に主体構造(柱・梁)が損傷(=変形)し、建物に変形が残る可能性がある。	・ラーメン構造に加えて制振部材(ダンパー)を設置する。 ・大地震時には主に制振部材(ダンパー)が地震力を吸収するため、建物が損傷しにくく、変形が残りにくい。	・1 階床と基礎の間に免震部材を配置した免震層を設ける。 ・大地震時には主に免震層の免震部材が地震力を吸収するため、建物が損傷せず、変形はほとんど残らない。	・筋交い、もしくは木造ラーメン工法を用いて架構を構成。 ・大地震時には主に主体構造(柱・梁)が損傷(=変形)し、建物に変形が残る可能性がある。	・非住宅の木造向けの制振・免震工法は一般的な技術ではなく、実現が困難。 ・木造は軽量であり、ある程度の重量が必要な免震の性能が発揮しにくい。
メリット	・議場や執務フロア等の大スパンの架構に対応がしやすい。 ・比較的工期が短い。	・議場や執務フロア等の大スパンの架構に対応がしやすい。 ・比較的、工期が短い。 ・制振ダンパーが地震力を吸収することにより高い耐震性能を得られる。 ・大地震後に建物に変形が比較的残りにくい。(制振部材のみ点検・交換)	・議場や執務フロア等の大スパンの架構に対応がしやすい。 ・免震層が地震力を吸収することにより、非常に高い耐震性能を得られる。 ・大地震後に建物に変形が全く残らない。(免震層ダンパーのみ点検・交換)	・比較的コストが低い。 (特に壁の多い建物の場合)	・制振ダンパーが地震力を吸収することにより高い耐震性能を得られる。 ・大地震後に建物に変形が比較的残りにくい。(制振部材のみ点検・交換)	・免震層が地震力を吸収することにより、非常に高い耐震性能を得られる。 ・大地震後に建物に変形が全く残らない。(免震層ダンパーのみ点検・交換) ・免震鉄骨造と比較して重量が大きいため、より高い免震性能を発揮しやすい。	・比較的コストが低い。 ・比較的工期が短い。 ・構造材料に地場産材等の利用が可能。	
デメリット	・制振構造や免震構造と比較して、耐震性が低い。 ・大地震後に建物に変形が残る可能性がある。	・耐震構造と比較して、コストが若干高い。	・耐震構造と比較して、コストが高い。 ・耐震構造、制振構造と比較して、工期が長い。	・議場や執務フロア等の大スパンの架構に対応がしにくい。 ・制振構造や免震構造と比較して、耐震性が低い。 ・大地震後に建物に変形が残る可能性がある。	・議場や執務フロア等の大スパンの架構に対応がしにくい。 ・RC造は主体構造が高剛性のため、ダンパーが効きにくい(=高い耐震性能が得られにくい)。 ・耐震構造と比較して、コストが若干高い。	・議場や執務フロア等の大スパンの架構に対応がしにくい。 ・耐震構造と比較して、コストが高い。 ・耐震構造、制振構造と比較して、工期が長い。	・議場や執務フロア等の大スパンの架構に対応がしにくい。 ・制振構造や免震構造と比較して、耐震性が低い。 ・大地震後に建物に変形が残る可能性がある。	

（３）設備

① 現状の課題

現庁舎は、建物の老朽化のみでなく、建設当時の法令基準・技術基準に従って建設されているため、現代社会に求められる災害・セキュリティ対策、バリアフリー化や環境対策等については、対策が十分に図られていない状況です。

また、外観についても老朽化が進み、明るい雰囲気が損なわれています。加えて、度重なる増築が行われたことにより、周辺環境との調和が損なわれているため、景観に配慮した庁舎の在り方が求められています。

② 取組方策

１）災害対策

災害時の停電や断水に備え、非常用発電設備や自立的な電力供給設備等を検討するとともに、耐震性を備えた給排水設備、雨水の利活用など、行政機能を一定期間維持するために必要な電力や給水、排水などのライフラインを確保できる機能を整備します。

また、短時間に降る想定外の集中豪雨などに備え、止水板や防水シャッターなどの整備を検討し、浸水被害の低減に努めます。

２）セキュリティ対策

個人情報や行政情報にアクセスできるエリアについては、ＩＣカード認証や生体認証などによる入退室管理システムの設置などを検討し、情報管理の徹底及び防犯・警備機能の強化を図ります。

また、プライバシーに配慮しつつ、庁舎出入口など、必要箇所に防犯カメラなど防犯設備を設置することで、セキュリティを確保します。

３）バリアフリー化

障害者、高齢者、子ども連れなど個々の特性や状況に応じ、すべての来庁者にとって、安全でスムーズな動線となるよう、廊下や階段、エレベーターなどの設備にユニバーサルデザインを導入します。

また、高齢者や車いす利用者、オストメイトの方などが安心して使用できるバリアフリートイレや、誰もが利用できる共用トイレなどの設置を検討します。

４）環境対策

建物の外壁や窓を断熱性の高い仕様とすることで、建物全体の断熱性能の向上を図ると

ともに、建物内部においても、自然換気に加え高効率空調を導入するなど、室内の快適性を確保しつつ、日射熱負荷の低減や、空調消費エネルギーの抑制を図ります。また、ＬＥＤ照明などの採用や人感センサー、タイマーの利用など、電気・照明エネルギーの削減を行い、ランニングコストの低減に努めます。

また、建築物の省エネルギー・低炭素化を推進するにあたり、国が現在検討を進めている建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律や都市の低炭素化の促進に関する法律といった関連法令の改正と合わせて、建物整備に際して必要となる手続き等を進めます。

５）デザイン・外構

建物の外観については、過度なデザイン性のみを追求するのではなく、日々の保守業務やメンテナンスの効率化、省力化や将来的な修繕・改修等の影響にも考慮した外観とします。

また、敷地内にできるだけ多くの緑を確保し、周辺の街並みとの調和や快適で住みよい街並みの形成に努めます。外構整備においても、屋内と屋外の一体的な利用が可能となるような空間づくりをめざします。

コストバランスを考慮したうえで、市民が誇り、愛着、共感を持ちシビックプライドの醸成に資する空間づくりをめざします。

<緑化イメージ/豊島区役所>

８．事業計画の検討

（１）事業費・財源

第７章　施設整備の考え方において、敷地内に延床面積約16,000㎡を１棟で整備するモデルプランをお示ししました。モデルプランは一例であるため、今後、規模や配置、建物の仕様や整備手法等については、さらなる検討を行うこととしますが、機能統合により整備面積が増加することに伴い事業費も大きくなるため、可能な限りの事業費削減、市全体での総事業費の抑制に努めます。

また、財源については、主に地方債と基金の活用（庁舎整備基金、公共施設等整備保全基金など）を予定しています。今後、基本設計等の設計業務の進捗に合わせて建物の具体的な仕様や部署の配置等を検討する中で、一般的な地方債だけではなく、交付税措置がある有利な地方債（緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債など）も可能な限り活用します。本事業において活用できる国の補助金や交付金なども検討を進め、市の財政負担軽減に努めます。

（２）スケジュール

事業手法により、事業者の選定や設計、工事等のスケジュールは変わりますが、１棟で整備するモデルプランでは、設計期間で概ね２～３年程度、工事期間として概ね２～３年程度を見込んでいます。

また、今後、基本設計業務等を進める中で棟配置や建物の階数・仕様等の確定と合わせて事業スケジュールの精査を行いますが、引き続き、事業期間の短縮などの検討を進め、できるだけ早期の事業完了をめざします。

＜スケジュールイメージ＞

※上記は「新築１棟での整備」、「事業手法は基本設計先行型ＤＢ」の基本設計着手後のスケジュールイメージ

（3）事業手法

公共事業における主な整備手法（事業手法）として、従来手法の「設計施工分離方式」と、民間を活用した「ＤＢ方式」「ＤＢＯ方式」「リース方式」「ＰＦＩ方式」について、それぞれの概要をまとめています。

<table>
<tr><th rowspan="2">手　法
項　目</th><th rowspan="2">①設計施工分離方式
（従来手法）</th><th colspan="5">一括発注方式（民活手法）</th></tr>
<tr><th>②DB</th><th>③DBO</th><th>④リース</th><th colspan="2">⑤PFI</th></tr>
<tr><td>設計/D</td><td>個別発注（委託）</td><td rowspan="2">一括発注</td><td rowspan="3">一括発注</td><td rowspan="3">一括発注</td><td colspan="2" rowspan="3">一括発注</td></tr>
<tr><td>施工/B</td><td>個別発注（請負）</td></tr>
<tr><td>維持管理/O</td><td>個別発注
（直営/委託）</td><td>個別発注
（直営/委託）</td></tr>
<tr><td>資金調達</td><td>公共</td><td>公共</td><td>公共</td><td>民間</td><td colspan="2">民間</td></tr>
<tr><td>施設の所有</td><td>公共</td><td>公共</td><td>公共</td><td>民間</td><td>公共
（BTO）</td><td>民間
（BOT）</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td>公共が施設整備に係る資金調達を行い、各業務を個別に発注手続き等を行い、業務を進める。</td><td>公共が施設整備に係る資金調達を行い、民間が設計施工し、整備に係る対価を民間に支払う。
維持管理等は従来と同様、公共側で実施する。</td><td>民間が設計施工、維持管理等を行い、公共が資金調達の上、対価を民間に支払う。維持管理費は委託料を事業期間にわたり民間に支払う。</td><td>民間が資金調達を行い、設計施工、維持管理等を行う。公共は賃貸借によりリース料を支払い、民間が投下資金回収後に所有権を公共に移転する。</td><td colspan="2">民間が資金調達を行い、設計施工、維持管理等を行う。公共は民間事業者のサービス提供に対する対価を、事業期間にわたり平準化して支払う。</td></tr>
<tr><td>庁舎の導入事例</td><td>事例多数</td><td>羽曳野市庁舎（事業中）
伊丹市庁舎
習志野市庁舎　等</td><td>京都市左京区総合庁舎(DBM として実施)</td><td>高浜市庁舎</td><td colspan="2">京都市伏見区総合庁舎、橿原市（総合窓口）庁舎</td></tr>
</table>

上記の表の「設計施工分離方式」及び「ＤＢ方式」は、施工と運営・維持管理を分離して発注する手法であり、「ＤＢＯ方式」、「リース方式」、「ＰＦＩ方式」は施工と運営・維持管理を一括して発注する点などに違いがあります。

ただし、資金調達を民間事業者側で行う「リース方式」や「ＰＦＩ方式」では、一般的に起債と比較して金利が高い民間資金を活用する場合が多く、コスト削減効果が相対的に減少する可能性があります。また、運営・維持管理を含めた一括発注の場合においても、維持管理期間が限定されるなどの課題もあります。

本事業においては、交付税措置付き地方債の活用などによる財政負担軽減を図る観点から、資金調達については公共側が担う「設計施工分離方式」及び「ＤＢ方式」をベースとして検討を進めてきました。

「設計施工分離方式」及び「ＤＢ方式」の比較検討については、事業全体の早期実現性や近年の建設業界における不調・不落への対応、市職員の人員体制への影響などの観点からの整理をしています。

本市では、耐震性不足の課題から庁舎を早急に整備する必要性が高く、事業期間の短縮による早期実現性が求められていることに加え、事業者選定時の不調・不落への対応がより柔軟である「ＤＢ方式」での事業手法の採用を予定しています。

「ＤＢ方式」については、設計と施工を一括して発注するため、設計段階から施工を考慮した提案が可能となり工期短縮やコスト抑制などが期待できます。一方、「設計施工分離方式」は設計を分離して発注し、建物の仕様を全て確定させた後に工事を発注するため、発注者側の意向を反映させやすいといった特徴があります。

本事業においては、庁舎という建物の特性を鑑みると、発注者側の意向を一定踏まえる必要があり、さらには事業全体の工期短縮も求められることから、「基本設計先行型のＤＢ方式」での事業実施を想定しています。

ただし、「基本設計先行型のＤＢ方式」において基本設計を進める中で、運営・維持管理部分も含めた一括発注の必要性や建設業界を取り巻く状況の変化等により、実施設計以降の事業手法の変更が必要となった場合には、検討を行うこととします。

参考資料

・各整備パターン（現在地＋隣地）におけるモデルプラン　P５１～P５４

・「１棟新築案」における建替計画　P５５

・大東市庁舎整備に関する推進本部会議　P５６～P６０

・大東市庁舎の在り方等に関する審議会　P６１～P６８

・庁舎整備にかかる検討経過　P６９～P７３

・用語の解説　P７４～P７７

１棟新築案

＜基礎情報＞

所在地	大東市谷川１丁目１番１号他	
敷地面積	約14,400㎡	
用途地域等	第２種住居地域	
指定容積率・建ぺい率	200% ・ 60%	
高さ制限	日影規制　４m、５h・３h	
その他区域	法22条地域	
総延床面積	約16,000㎡	新築棟①：約16,000㎡
機能統合施設	保健医療福祉センター・キッズプラザ・市民会館	

＜総事業費（主なイニシャル事業費）＞

※単位については精査中（税込）

費目			費用
庁舎整備費	概算工事費	単価80万円×約16,000㎡	約128.0億円
	外構工事費	単価6.0万円×約14,400㎡	約8.6億円
	解体撤去費	単価6.7万円×約9,130㎡（現庁舎の撤去対象棟の延床面積）	約6.1億円
	移転費	単価8.5万円×約670人	約0.6億円
イニシャル合計			約143.3億円
合計			約143.3億円＋その他経費

その他経費
・敷地内河川整備費　・各種調査費
・設計費　・工事監理費　・用地取得費
・什器購入費　など

機能統合を実施した場合の経済的効果
・将来的な機能統合対象施設の建替整備費（**約44億円**）が不要となる
・各施設跡地の売却収入（**約17億円**）が見込まれる
合計額　**約61億円**

＜事業スケジュール＞

事業完了まで　約７年程度

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目

基本設計
発注準備 事業者選定
実施設計
新築棟①工事
●建物完成
撤去工事 外構

＜考察（まとめ）＞

✓ 東側１棟での整備により、建物の階数は高くなるが、敷地空間の活用自由度は２棟案と比べると格段に高くなる。
✓ 事業スケジュールは２棟案と比べ短縮が可能。建物の完成時期として約２年、事業全体の完了時期としては約１年の短縮化が可能となる。
✓ コストについても２棟案と比べ抑制が図られる可能性が高い。

想定条件により仮算出したものであり、今後の検討・調査や物価変動等の状況により数値は変動します

＜モデルプラン＞

平面配置イメージ

※イメージ図であり、外構計画等の詳細については設計業務の中で検討

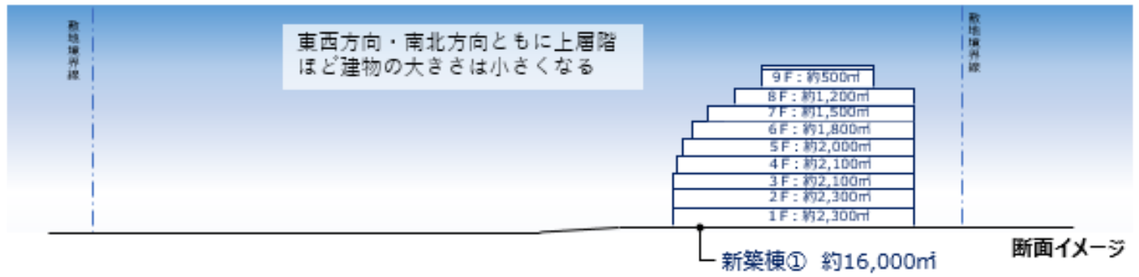

断面イメージ

＜整備工事における事業計画＞

（新）新築棟①〈東棟〉 → （現）本庁舎　議場棟　西別館　東別館　南別館　厚生棟　会議棟　北倉庫 → （現）保健医療福祉センター　キッズプラザ　市民会館 → 外構工事

建設　引越し・解体　引越し

※東側隣地（農地）の取得後、新築棟①を建設。 その後、現在の本庁舎等を新築棟①に引越し。
引越し後に現状の市役所敷地内の既存建物を解体し、外構工事を行い事業全体が完了となる。

２棟新築案　（東棟+北棟）

＜基礎情報＞

所在地	大東市谷川１丁目１番１号他	
敷地面積	約14,400㎡	
用途地域等	第２種住居地域	
指定容積率･建ぺい率	200%　・　60%	
高さ制限	日影規制　４m、　5h･３h	
その他区域	法22条地域	
総延床面積	約16,000㎡	新築棟①：約12,000㎡
		新築棟②：約4,000㎡
機能統合施設	保健医療福祉センター･キッズプラザ･市民会館	

＜総事業費（主なイニシャル事業費）＞

※単価については精査中（税込）

費目			費用
庁舎整備費	概算工事費	単価80万円×約16,000㎡	約128.0億円
	外構工事費	単価6.0万円×約14,400㎡	約8.6億円
	解体撤去費	単価6.7万円×約9,130㎡（現庁舎の撤去対象棟の延床面積）	約6.1億円
	移転費	単価8.5万円×約670人	約0.6億円
イニシャル合計			約143.3億円
合計			約143.3億円＋その他経費

その他経費
・敷地内河川整備費　・各種調査費
・設計費　・工事監理費　・用地取得費
・什器購入費　など

機能統合を実施した場合の経済的効果
・将来的な機能統合対象施設の建替整備費（**約44億円**）が不要となる
・各施設跡地の売却収入（**約17億円**）が見込まれる
合計額　**約61億円**

＜事業スケジュール＞

事業完了まで　約８年程度

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目

基本設計 → 発注準備 事業者選定 → 実施設計 → 新築棟①工事 ●第１期完成

撤去工事 → 新築棟②工事 ●第２期完成

＜考察（まとめ）＞

✓ １棟案と比べ、２棟の建物の整備が必要となるため、事業期間が長期化する。
✓ コストについては、１棟案と比べ増加する可能性が高い。
✓ ２棟での整備により、「階数の抑制」、「棟ごとでの用途分け」が可能となるなどのメリットはあるが、一方として、各棟の行き来が発生するなど利便性の観点からのデメリットもある。
✓ 敷地空間の活用自由度は３案の中で最も低い。

想定条件により仮算出したものであり、今後の検討･調査や物価変動等の状況により数値は変動します

＜モデルプラン＞

平面配置イメージ

※イメージ図であり、外構計画等の詳細については設計業務の中で検討

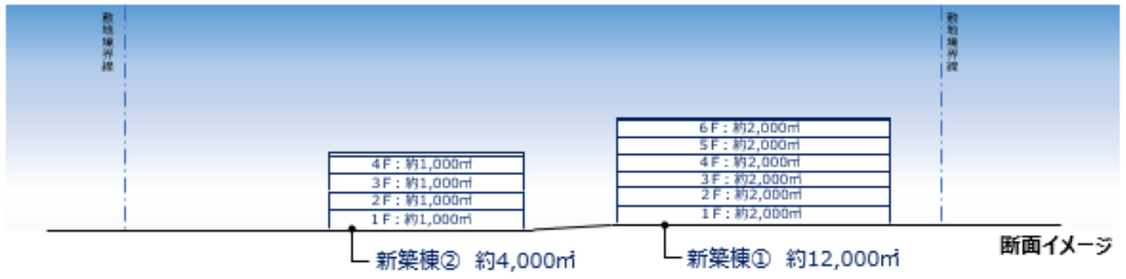

＜整備工事における事業計画＞

（新）新築棟①〈東棟〉 → （現）本庁舎　議場棟　西別館　東別館　南別館　厚生棟　会議棟　北倉庫 → （新）新築棟②〈北棟〉 → （現）保健医療福祉センター　キッズプラザ　市民会館

建設　引越し･解体　建設　引越し

※東側隣地（農地）の取得後、新築棟①を建設。 その後、現在の本庁舎等を新築棟①に引越し･解体のうえ、現在の市役所敷地の北側に新築棟②を建設。新築棟は東側隣地と現在の市役所敷地（北側）の２棟配置。

２棟新築案　（東棟+南棟）

＜基礎情報＞

所在地	大東市谷川１丁目１番１号他	
敷地面積	約14,400㎡	
用途地域等	第２種住居地域	
指定容積率･建ぺい率	200%　・　60%	
高さ制限	日影規制　４m、　５h･３h	
その他区域	法22条地域	
総延床面積	約16,000㎡	新築棟①：約12,000㎡
		新築棟②：約4,000㎡
機能統合施設	保健医療福祉センター･キッズプラザ･市民会館	

＜総事業費（主なイニシャル事業費）＞

※単価については精査中（税込）

費目			費用
庁舎整備費	概算工事費	単価80万円×約16,000㎡	約128.0億円
	外構工事費	単価6.0万円×約14,400㎡	約8.6億円
	解体撤去費	単価6.7万円×約9,130㎡（現庁舎の撤去対象棟の延床面積）	約6.1億円
	移転費	単価8.5万円×約670人	約0.6億円
イニシャル合計			約143.3億円
合計			約143.3億円＋その他経費

その他経費
・敷地内河川整備費　・各種調査費
・設計費　・工事監理費　・用地取得費
・什器購入費　など

機能統合を実施した場合の経済的効果
・将来的な機能統合対象施設の建替整備費（約44億円）が不要となる
・各施設跡地の売却収入（約17億円）が見込まれる
合計額　約61億円

＜事業スケジュール＞

事業完了まで　約８年程度

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目

基本設計 → 発注準備 事業者選定 → 実施設計 → 新築棟①工事 ●第１期完成

撤去工事 → 新築棟②工事 ●第２期完成

＜考察（まとめ）＞

✓ １棟案と比べ、２棟の建物の整備が必要となるため、事業期間が長期化する。
✓ コストについては、１棟案と比べ増加する可能性が高い。
✓ ２棟での整備により、「階数の抑制」、「棟ごとでの用途分け」が可能となるなどのメリットはあるが、一方として、各棟の行き来が発生するなど利便性の観点からのデメリットもある。
✓ 敷地空間の活用自由度は東棟、北棟の２棟案と比べると自由度は高いが１棟案と比べると低い。

想定条件により仮算出したものであり、今後の検討･調査や物価変動等の状況により数値は変動します

＜モデルプラン＞

※イメージ図であり、外構計画等の詳細については設計業務の中で検討

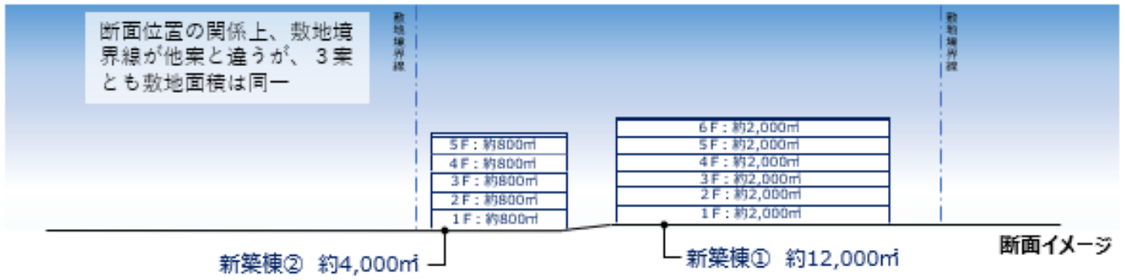

＜整備工事における事業計画＞

（新）新築棟①〈東棟〉 → （現）本庁舎　議場棟　西別館　東別館　南別館　厚生棟　会議棟　北倉庫 → （新）新築棟②〈南棟〉 → （現）保健医療福祉センター　キッズプラザ　市民会館

建設　引越し･解体　建設　引越し

※東側隣地（農地）の取得後、新築棟①を建設。 その後、現在の本庁舎等を新築棟①に引越し･解体のうえ、現在の市役所敷地の南側に新築棟②を建設。新築棟は東側隣地と現在の市役所敷地（南側）の２棟配置。

各整備パターンにおけるモデルプラン整理表

整備パターン	１棟新築案 ＜ 東棟 ＞	２棟新築案 ＜ 東棟+北棟 ＞	２棟新築案 ＜ 東棟+南棟 ＞
所在地	大東市谷川１丁目1番1号他		
敷地面積	約14,400㎡		
用途地域等	第２種住居地域		
指定容積率・建ぺい率	200%・60%		
高さ制限	日影規制 4m、5h・3h		
その他区域	法22条地域		
建物概要（モデルプラン）	１棟（東棟） 地上８～９階程度 約16,000㎡ （低層階 1フロア 約2,300㎡ 高層階 1フロア 約500㎡）	2棟（東棟、北棟） 東棟:地上５～６階程度 約12,000㎡ （1フロア 約2,000～2,300㎡） 北棟:地上４階程度 約4,000㎡ （1フロア 約1,000㎡）	2棟（東棟、南棟） 東棟:地上５～６階程度 約12,000㎡ （1フロア 約2,000～2,300㎡） 南棟:地上５階程度 約4,000㎡ （1フロア 約800㎡）
仮庁舎の有無	無	無	無
主なイニシャル事業費（庁舎整備費）	１４３．３億円＋その他費用	１４３．３億円＋その他費用	１４３．３億円＋その他費用
その他費用	設計費、工事監理費、各種調査費、敷地内河川整備費、用地取得費、什器購入費 など	設計費、工事監理費、各種調査費、敷地内河川整備費、用地取得費、什器購入費 など	設計費、工事監理費、各種調査費、敷地内河川整備費、用地取得費、什器購入費 など
事業期間	約７年 （建物完成まで約５年）	約８年 （１棟目の建物完成まで約５年 ２棟目の建物完成まで約７年）	約８年 （１棟目の建物完成まで約５年 ２棟目の建物完成まで約７年）
主な特徴 など	工期 ・基本設計の着手から事業完了までは７年程度の想定 ・建物は５年程度で完成の見込み 事業費 ・「全体事業期間の短縮」や「新築建物が１棟となることによる基礎工事部分の影響」などにより、他案と比べコスト抑制の可能性が高い ✓ １棟のみの整備のため、３案の中で事業全体工期が最も短い ✓ 敷地内における外部空間の活用自由度が最も高い ✓ 車両と通行人の動線整理がしやすい ✓ 他案と比べ建物が高層となる ✓ 同一棟内での用途分けに注意が必要だが、一棟で完結するため棟間の移動が不要	工期 ・基本設計の着手から事業完了までは８年程度の想定 事業費 ・「全体事業期間の長期化」や「新築建物が２棟となることによる基礎工事部分の影響」などにより、１棟案と比べ、コスト増の可能性が高い ✓ 庁舎敷地の北側は一定の広さがあり、北棟の設計の自由度は、南棟と比べて高い ✓ 一方、敷地内のまとまった外部空間の確保は他の他案に比べて難しい ✓ 車両と通行人の動線が錯綜しやすく、敷地内動線分離に注意が必要 ✓ ２棟に分散することにより階数の抑制が可能だが、棟間の移動が発生	工期 ・基本設計の着手から事業完了までは８年程度の想定 事業費 ・「全体事業期間の長期化」や「新築建物が２棟となることによる基礎工事部分の影響」などにより、１棟案と比べ、コスト増の可能性が高い ✓ 庁舎南側敷地が狭いため、南棟の設計の自由度が低い ✓ 庁舎敷地の北側を活用し、一定の外部空間の活用自由度はあるが、１棟案よりは低い ✓ 車両と通行人の動線整理がしやすい ✓ ２棟に分散することにより階数の抑制が可能だが、棟間の移動が発生

①事業費の抑制のため、仮庁舎を整備しない計画とする。
②市役所業務を行いながらの工事となるため、来庁者・職員の安全を図りながら、工事を進められる計画とする。（詳細検討については、今後の設計業務の中で実施予定）

庁舎を使いながら工事をするステップ図

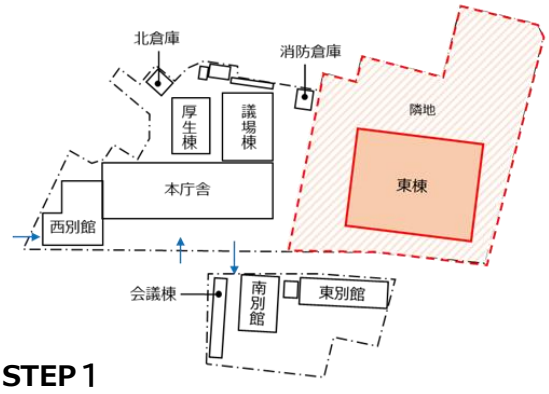

STEP１

・市役所業務を行いながら、東側での新築棟の建設工事を実施
・新築工事の実施に伴う先行移転は発生しない見込み

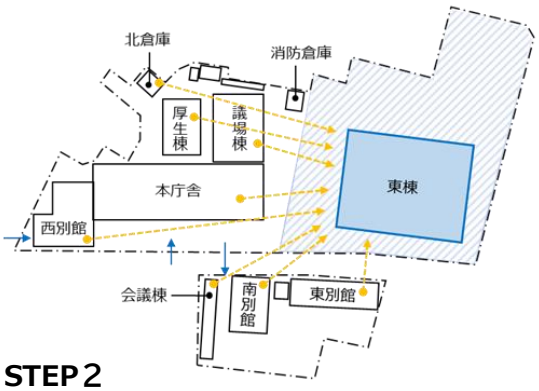

STEP２

・東側の新築棟の完成後、市役所敷地にある既存棟及び、機能統合を行う対象施設からの引越しを実施
・東側の新築工事と合わせて、東側の外構工事は同時に進める

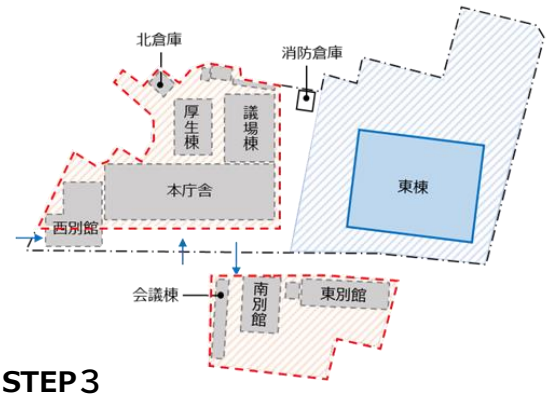

STEP３

・既存棟の引越し完了後に、既存棟の解体撤去工事を実施
・合わせて現市役所敷地側の外構工事を実施
・新築棟への動線確保が必要

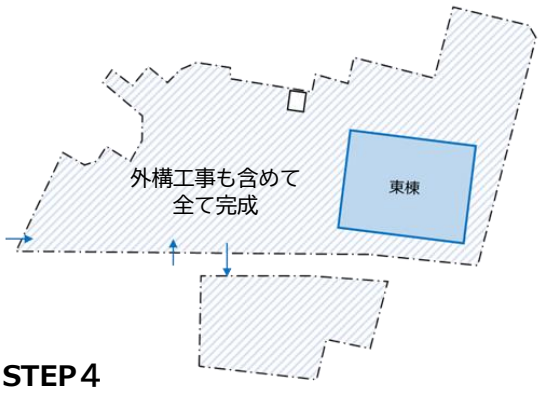

STEP４

・完成

------：仮囲い・工事エリア　：新築工事　：外構工事　：建物工事完成　：外構工事完成

※各ステップにおける工事エリアの詳細検討、歩行者・車両動線の検討、外構計画の検討などは、今後の設計業務等の中で行います。

○大東市庁舎整備に関する推進本部設置要綱

平成２８年９月２１日
要綱第６１号
改正　平成２９年３月２７日要綱第１６号
平成２９年１１月１３日要綱第４５号
平成３０年３月３０日要綱第３０号
平成３１年３月２７日要綱第１６号
令和２年７月２８日要綱第６２号
令和３年３月２３日要綱第３９号
令和３年５月１０日要綱第５６号
令和５年３月３１日要綱第３５号
令和５年５月２６日要綱第４３号
令和７年３月３１日要綱第３９号

（設置）

第１条　大東市庁舎の整備に関する検討等を行うため、大東市庁舎整備に関する推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　庁舎の整備の手法、規模、機能、配置等の調査及び研究に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、前条に規定する設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進本部は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

２　推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は副市長をもって充て、副本部長は政策推進部長をもって充てる。

３　本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

４　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

２　推進本部の会議の進行は、本部長が行うものとする。

３　本部長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し推進本部の会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は助言を求めることができる。

４　本部長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出を求め、又は推進本部への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第５条　推進本部に、幹事会を置く。

２　幹事会は、各部等の総括次長、庁舎整備課長及び本部長が指名した者をもって組織する。

３　幹事会は、次に掲げる事項について審議し、本部長に報告する。

(1)　本部長が指定した事項に関すること。

(2)　推進本部の所掌事務に係る具体的な事項の協議及び調整を行うこと。

４　幹事会に幹事長を置き、庁舎整備課長をもって充てる。

５　幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

６　幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

（部会）

第６条　特定の事項について検討及び協議を行うため、幹事会に部会を置くことができる。

２　部会は、幹事の属する部等の課長の中から、当該幹事が指名した者をもって組織する。

３　幹事長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出を求め、又は部会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　推進本部の庶務は、政策推進部庁舎整備課において行う。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（大東市庁舎に関する庁内検討会議設置要綱の廃止）

２　大東市庁舎に関する庁内検討会議設置要綱（平成２６年要綱第７０号）は、廃止する。

附　則（平成２９年要綱第１６号）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年要綱第４５号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年要綱第３０号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年要綱第１６号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年要綱第６２号）

この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

附　則（令和３年要綱第３９号）抄

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年要綱第５６号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年要綱第３５号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年要綱第４３号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年要綱第３９号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

副市長、教育長、上下水道事業管理者、理事、危機管理監、政策推進部長、総務部長、市民生活部長、人権政策監、福祉・子ども部長、保健医療部長、都市経営部長、都市整備部長、産業・文化部長、会計管理者、上下水道局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育政策部長、選挙管理委員会事務局長、公平委員会事務局長、監査委員事務局長及び議会事務局長

これまでの開催経過

日付		内容
H29.7.7	第１回	① 新庁舎(提案募集選定案)の概要 ② 「大東市新庁舎整備基本計画」の基本フレームについて ③ 今後の予定 ④ 意見交換(施設の複合化、機能、事業スキーム)
H29.11.20	第２回	① 新庁舎整備基本計画(検討案)について
H30.4.16	部長研修会	経過、スケジュール、計画、導入可能性調査について
H30.4.18	第３回	① 民間活力導入可能性調査の結果について ② 新庁舎整備基本計画(素案)について ③ 今後のスケジュールについて
H30.11.5	第４回	① 事業の経過報告(住民説明会、市民アンケート、窓口調査、企業関心度調査)について ② 住民説明会、パブコメの意見に対する考え方について
H31.1.17	第５回	① 新庁舎整備基本計画(素案)の修正版について ② パブコメの結果概要について
R1.7.17	第６回	① 新庁舎整備基本計画(素案)について
R1.10.30	第７回	① 庁舎整備の今後の進め方について
R2.2.4	第８回	① 庁舎整備に関する検討状況について ② 基本方針について
R2.8.11	第９回	① 審議会および特別委員会について ② 基本方針(素案)について
R2.10.16	第１０回	① 基本方針(素案)について ② 今後の進め方について
R2.12.11	第１１回	① 新庁舎整備基本構想(素案)について ② 追加調査する候補地について
R3.4.9	第１２回	① 庁舎の在り方等に関する審議会「答申」について ② 追加調査について（候補地検討） ③ 今後の進め方について
R3.5.18	第１３回	① 前回以降の進捗状況について （候補地の比較検討）
R3.6.25	第１４回	① 大東市庁舎整備基本構想（案）について
R4.2.16	第１５回	庁舎の想定規模、統合機能、保健医療福祉センターについて
R5.5.9	第１６回	ＤＸ推進等を踏まえた庁舎整備の方向性検討について

R5.7.18	第１７回	①庁舎整備基本構想についての整理 ②将来的な窓口の在り方について
R6.10.9	第１８回	①基本構想策定以降の動き ②機能統合などの検討整理について
R7.7.17	第１９回	①機能統合の詳細検討について ②事業手法の検討について
R7.10.10	第２０回	①本庁舎の耐震診断の結果について ②今後の動きについて
R7.12.18	第２１回	①基本構想改定の方向性について ②基本構想改定案のモデルプランの検討状況について
R8.8.17	第２２回	基本構想の改定について

大東市庁舎の在り方等に関する審議会
答申

令和３年３月１８日

大東市庁舎の在り方等に関する審議会

会　　長

令和３年3月１８日

大東市長　東坂　浩一　様

大東市庁舎の在り方等に関する審議会
会長　波床　正敏

大東市庁舎の在り方等について（答申）

大東市庁舎の在り方等に関する審議会は、大東市長からの諮問（令和２年２月２５日付け大東新庁第２１０号「大東市庁舎の在り方等について」）を受け、本庁舎の整備に関して、大東市の将来を見据え、庁舎の在り方や理想の庁舎像について審議してきました。

このたび、本庁舎の整備に関し、必要な事項について取りまとめましたので、以下のとおり答申します。

はじめに

本審議会は、令和２年２月２５日から令和３年３月５日までの間、大東市の将来を見据えた「庁舎の在り方」について５回にわたり審議を重ねてきた。

委員 15 名のうち 6 名が公募市民委員であることは、新しい庁舎に対する市民の高い関心と期待の現れであり、各回においても多角的な視点で様々な立場から、真摯に議論がなされた。

一方で、コロナウイルス感染症の蔓延による 2 度にわたる緊急事態宣言の発令により、本審議会も予定どおり会議を開催することが叶わず、一時中断する事態に陥ったが、各委員のご協力により、感染症対策に努めるとともに、オンライン環境を取り入れながら会議を継続し、このたび答申を取りまとめるに至った。

本審議会の審議の結果が、今後、大東市で展開される庁舎整備事業の検討に受け継がれ、その実現に寄与することを期待するものである。

めざすべき庁舎像

市役所庁舎は、将来にわたり、市民の安全・安心を守るため、自然災害だけでなく、昨今のコロナウイルス感染症など、あらゆる事態に対しても、その災害対策機能を停止することがあってはならない。特に市域内のほとんどが浸水想定区域という大東市の特性を鑑みると、一定の浸水被害を想定したうえで、電気系統などの重要設備を中高層階に配置したり、1 階部分をピロティ構造にするなど、ハード面での対策が必要である。また、災害時の職員の参集、代替庁舎や他施設との機能分担など、市全体の災害体制についても十分に検討し、防災・災害の司令塔としての機能をしっかりと果たすよう努められたい。

昨今の社会情勢、とりわけ今回のコロナ禍を踏まえ、行政のデジタル化・オンライン化は必須である。パソコンやスマートフォン等を利用し、市役所に行かなくても手続き等が可能となる環境の整備とともに、テレワークやオンライン会議など職員の働き方や、効率的な業務体制の構築に向け、ＩＣＴの積極的な活用に取り組んでいただきたい。ただし、その際は、インターネット環境がない市民やＩＣＴになじみのない高齢者等への配慮も併せて対応していただくよう努められたい。

ＩＣＴの導入スケジュールと庁舎整備については、大きな相関性があるため、関連付けて検討を進めていく必要がある。また将来的には、来庁者の減少が見込まれることから、庁舎の規模については、今後コンパクト化していくものと考えられるが、一方で、感染症対応や災害対応など、臨時的にスペースを要する不測の事態の発生についても考慮しておく必要があるため、間仕切りの変更や用途の転用が可能となる柔軟性・可変性を十分に検討されたい。

現庁舎の建物については、窓口が分散し、案内表示もわかりにくいといった課題がある。新しい庁舎については、わかりやすい案内や相談しやすいレイアウトの検討、ユニバーサルデザインへの対応をしっかりと行うとともに、誰もが利用しやすいよう、窓口のワンストップ化やワンフロアにまとめるなど、できる限り利用者の移動が不要となるように努められたい。また、加えて、組織の縦割りによる弊害を解消し、職員間の連携を図り、障害者や外国人など、個々の特性に合わせ、より丁寧な市民対応を望む。

庁舎整備については、当初の整備コストに加え、維持管理コストも含めたトータルコストの軽減を十分に検討して進められたい。

また、環境面においては、2050 年カーボンニュートラルの実現にむけて、新庁舎がその象徴となるよう、クリーンエネルギーの導入に率先して取り組んでいただくことを求める。

合わせて、大東市の地域特性を活かし、生駒山系などの自然と調和のとれた庁舎としていただきたい。

昨今の技術進歩により、あらゆるものの利便性が大幅に向上している一方で、人と人との関係性の希薄化が問題となっている。こういった時代であるからこそ、これからの市役所には、人と人とのつながりを醸成する場としての機能を求める。単なる手続きの場所としての市役所ではなく、高齢者、障害者、子ども連れの方、外国人、学生などあらゆる市民にとっての交流の場所、憩いの場所、学びの場所となるよう、訪れやすい、親しみやすい庁舎の実現を切に願う。

終わりに

市役所周辺は、まちづくりと人づくりの拠点であり、多くの人々が、各々目的を持って訪れ、そこで交流がなされ、賑わいを作り出す場所であることから、市役所建物だけを考えるのではなく、周辺エリアのまちづくりと合わせて検討していただきたい。

新庁舎の整備を機会とし、大東市に住みたい、住んで良かったと思えるような魅力的で未来につながる市、まちの顔となりイメージアップにつながる新庁舎になることを期待するものである。

最後に、本答申により、審議事項の議論は終わるが、今後も引き続き、事業の進捗や検討状況についての報告と各委員の意見聴取に努めていただき、よりよい事業となることを希望する。

１．会議の開催状況

日　　時	令和２年２月２５日（火）　９：１５　～　１１：４５
場　　所	大東市役所　西別館５階　会議室
出席者数	１４名　（１名欠席）
議　　題	①会長の選出 ②諮問について ③審議会の公開について ④審議会の流れ及び基本方針について

日　　時	令和２年３月３０日（月）　１５：００　～　１７：００
場　　所	大東市役所　本館２階　委員会室
出席者数	１４名　（１名欠席）
議　　題	①第１回会議の意見の整理 ②個別テーマ（窓口、防災・危機管理）について意見交換

日　　時	令和２年８月３日（月）　１３：００　～　１５：００
場　　所	大東市役所　本館２階　委員会室
出席者数	１３名　（２名欠席）
議　　題	①庁舎の在り方について意見交換 ②中間報告案について

日　　時	令和３年２月１０日（水）　１５：００　～　１７：００
場　　所	大東市役所　本館２階　委員会室
出席者数	１２名　（３名欠席）
議　　題	①基本構想（導入機能）について意見交換 ②基本構想（想定規模）について意見交換

日　　時	令和３年３月５日（金）　１３：００　～　１５：００
場　　所	大東市役所　南別館１階　会議室
出席者数	１２名　（３名欠席）
議　　題	①答申（案）について

参考資料１

大東新庁第２１０号
令和２年２月２５日

大東市庁舎の在り方等に関する審議会
会長　　様

大東市長　東坂　浩一

大東市庁舎の在り方等について（諮問）

現市庁舎につきましては、昭和４０年の建設から５５年が経過しております。この間、人口増加や市民ニーズの変化に伴い、増築や新築を繰り返した結果、現市庁舎においては、老朽化に加え、受付窓口や執務スペースの狭隘化、市民サービスの分散化といった問題が顕著になっております。

さらに、平成２０年度に耐震診断を行ったところ、本庁舎の大部分で大地震発生時には倒壊する危険性があるとの診断結果が出され、市役所庁舎の整備は急務な課題となっております。

このようなことから、本市では、今後、庁舎整備の基本的な考え方となる基本方針を策定し、庁舎の機能・規模などを検討した上で、庁舎整備事業を早急に推進していく予定でございます。この基本方針の策定等にあたりまして、その参考とするべく、貴審議会から大東市の将来を見据えた際に、どのような庁舎が求められるのか、そのために必要な要素や機能は何かといった、庁舎の在り方や理想の庁舎像につきましてご提言をいただきたく諮問いたします。

参考資料２

大東市庁舎の在り方等に関する審議会委員　15名

区分	No	所属等	氏名
公募による市民　1号委員	1	公募市民	新崎　弘希
	2	公募市民	上之山　亜紀
	3	公募市民	大塚　菜美
	4	公募市民	田口　勇三
	5	公募市民	朴木　清恵
	6	公募市民	吉田　直樹
学識経験者　2号委員	7	大阪産業大学　工学部　都市創造工学科　教授	波床　正敏
	8	大阪電気通信大学　情報通信工学部　情報工学科　教授	古崎　晃司
	9	京都大学　防災研究所　流域災害研究センター　准教授	川池　健司
	10	大阪産業大学　デザイン工学部　建築・環境デザイン学科　准教授	松本　裕
関係団体の代表者　3号委員	11	大東市区長会　会長	萩原　清
	12	大東商工会議所　副会頭	梅木　京子
	13	大東青年会議所　直前理事長	亀井　泰慶
	14	大東市民生委員児童委員協議会　会長	中西　節子
	15	大東市社会福祉協議会　上席主査	稲田　圭郁

（敬称略・順不同　所属等は当時）

＜庁舎整備にかかる検討経過＞

年度	全体経過
H20	市役所庁舎の耐震診断を実施し、耐震性が不足していることが判明。
H24	庁舎のあり方に関する基礎調査を実施。
H25	**H26.2.14　市役所庁舎の建設・整備に関する調査・研究特別委員会**開催。 ⇒庁舎のあり方に関する基礎調査結果を報告。
H26	**大東市庁舎に関する庁内検討会議**において、現庁舎の耐震補強では、狭隘化や分散化といった課題は解決されないため、**建て替えが最善**であるとの結論を出す。 **H26.5.7　市役所庁舎の建設・整備に関する調査・研究特別委員会**開催。 ⇒「建て替え」の意見が主となり、建て替えの候補地を検討することとなる。
H27	**H27.5.1　大東市庁舎の建設・整備に関する調査・研究特別委員会**開催。 ⇒ 建て替え候補地として9か所を提示。 ⇒①現在地＋隣地、②サンメイツ、③消防跡地＋周辺地、④末広公園の4か所を候補地とし、「大東市庁舎に関する庁内検討会議」における、建て替えが最善であるとの結論について報告。 **H27.7.3～　新庁舎整備検討支援業務**を開始。 ⇒新庁舎整備の必要性、整備の視点、基本理念、必要規模、事業手法等について整理を行った。 ⇒①現在地＋隣地、②サンメイツ、③消防跡地＋周辺地、④末広公園の4か所の事業費等について比較。 **H28.2.2　市役所庁舎に関する特別委員会**開催。 ⇒4候補地の現状把握、整備の視点、基本理念、必要機能、庁舎規模、手法、コスト等について報告。 **H28.3.11　市役所庁舎に関する特別委員会**開催。 ⇒4候補地の比較整理と事業費削減事例を提示し、「事業提案募集」を提案。
H28	**H28.5.30　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒これまでの経過について説明。 ⇒末広公園を候補地から除外する旨の報告。 ⇒平成 28 年 6 月～8 月に大東市新庁舎提案募集を実施する旨の報告。 **H28.6.1　大東市新庁舎提案募集（整備に係る官民連携可能性調査）**を開始。 ⇒現在地＋隣地、サンメイツ、消防跡地＋周辺地を候補地とし、大東市新庁舎提案募集（整備に係る官民連携可能性調査）を実施した。 募集期間は平成 28 年 6 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日
H29	**H29.5.26　戦略会議**を開催 ⇒最優秀提案事業者を大川創業株式会社とし、同社と「大東市新庁舎整備基本計画」策定に係る連携協定を締結することを決定。消防跡地＋周辺地を整備案のベースとする。 **H29.6.2　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒戦略会議での決定事項について報告。 **H29.7.7　第１回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒「新庁舎（提案募集選定案）の概要」、「大東市新庁舎整備基本計画の基本フレーム」、「今後の予定」について説明を行った。 ⇒「施設の複合化について」、「庁舎機能について」、「事業スキームについて」の意見交換を行った。 **H29.8.28　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒各事業手法の比較、PPP／PFI制度、PFI 事業フロー・スケジュール、大東市新庁舎整備基本計画　骨子(案)について説明報告。 **H29.11.20　第２回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒「大東市新庁舎整備基本計画（素案）」の検討状況について報告。

年度	全体経過
H29	**H29.11.28　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒進捗状況と、大東市新庁舎整備基本計画　素案について説明報告。 **H29.12～H30.3　大東市新庁舎整備民間活力導入可能性調査業務**を実施。
H30	**H30.4.18　第３回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒大東市新庁舎整備民間活力導入可能性調査、大東市新庁舎整備基本計画（素案）、フロー・スケジュールについて説明。 **H30.4.27　特別協議会**開催。 ⇒大東市新庁舎整備民間活力導入可能性調査、大東市新庁舎整備基本計画（素案）、フロー・スケジュールについて説明。 **H30.5.31　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒大東市新庁舎整備民間活力導入可能性調査、フロー・スケジュール等について説明。 **H30.6.5　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒大東市新庁舎整備基本計画（素案）について説明。 **H30.6.13　新庁舎への進出に関する関心度調査**を実施。 ⇒市内主要企業 5 社へのヒアリング調査、市内大学等 5 校に所属する大学教授等 276 名・市内企業 103 社・市外企業 100 社にアンケート調査を実施。 調査期間は平成 30 年 6 月 13 日～平成 30 年 9 月 18 日 **H30.7.17　新庁舎整備に関する住民説明会**を開催。 ⇒諸福小学校体育館　61 名参加 **H30.7.17　大東市新庁舎整備基本計画（素案）に関するパブリックコメント**を募集。 募集期間は平成 30 年 7 月 17 日～平成 30 年 8 月 31 日 **H30.7.20　新庁舎整備に関する住民説明会**を開催。 ⇒四条北小学校体育館　67 名参加 **H30.7.27　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒新庁舎整備に関する住民説明会（中間報告）、新庁舎への進出に関する関心度調査（中間報告）について説明。 **H30.8.6　新庁舎整備に関する住民説明会**を開催。 ⇒大東市立市民会館キラリエホール　218 名参加 **H30.9.3　大東市新庁舎整備に関する住民アンケート**を実施。 ⇒住民基本台帳から年代別に無作為抽出した満 18 歳以上（H30.3.31 現在）の市民 2,000 人を対象。 回収期間は平成 30 年 9 月 3 日～平成 30 年 9 月 28 日 **H30.9.10　大東市新庁舎整備に関する窓口調査**を実施。 ⇒市民課、子ども室、保健医療福祉センターの来庁者 51 人を対象。 調査期間は平成 30 年 9 月 10 日～平成 30 年 9 月 13 日 **H30.10.1　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒新庁舎整備に関する住民説明会（最終報告）、新庁舎整備に関する住民アンケート、窓口調査について説明。 **H30.11.5　第４回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒大東市新庁舎整備事業の経過報告、住民説明会・パブリックコメントの主な意見に対する考え方について説明。 **H31.1.17　第５回大東市庁舎整備に関する推進本部会議を**開催。 ⇒大東市新庁舎整備基本計画（素案・修正版）、パブリックコメントの結果概要について説明。 **H31.1.23　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒大東市新庁舎整備基本計画（素案・修正版）、パブリックコメントの結果概要について説明。

年度	全体経過
R1	**R1.7.17　第６回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒大東市新庁舎整備基本計画（素案・修正版）、パブリックコメントの結果等について説明。 **R1.8.1　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒大東市新庁舎整備基本計画（素案・修正版）、パブリックコメントの結果等について説明。 **R1.8.2　戦略会議**を開催。 「大東市新庁舎整備基本計画」（素案・修正版）の重要な要素（場所・PFI・複合化）について決定。 **R1.9.25　９月定例月議会**において、「大東市新庁舎整備基本計画（案）」否決。 **R1.10.30　第７回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒庁舎整備に関する今後について、スケジュール等を説明。前計画を一旦白紙とし再検討を行うこととする。 **R2.2.4　第８回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒庁舎整備に関する検討状況と基本方針について説明。 **R2.2.25　第１回大東市庁舎の在り方等に関する審議会**を開催。 ⇒審議会の進め方と基本方針について議論。 **R2.3.30　第２回大東市庁舎の在り方等に関する審議会会議**を開催。 ⇒第１回会議で意見の多かった、「防災」「窓口」について意見交換。
R2	**R2.7.13　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒大東市庁舎の在り方等に関する審議会での議事内容について説明。 **R2.7.30　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒庁舎整備に関する意見交換。 **R2.8.3　第３回大東市庁舎の在り方等に関する審議会**を開催。 ⇒コロナ禍を受けて庁舎の在り方について意見交換。 **R2.8.11　第９回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒審議会での議事内容の報告と基本方針(案)について議論。 **R2.8.21　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒庁舎整備に関する意見交換。 **R2.9　大東市庁舎の在り方等に関する審議会より、中間報告**を受領。 **R2.10.16　第１０回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒基本方針(案)の位置付け及び基本構想について議論。 **R2.12.7～　庁舎整備検討に係る技術的支援業務**を開始。 **R2.12.11　第１１回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒新庁舎の導入機能および、追加調査地について議論。追加の調査地を、①現在地（新築、耐震）、②市民会館、③末広公園とする。 **R3.1.22　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒基本構想（案）及び追加の調査地について説明。 **R3.2.10　第４回大東市庁舎の在り方等に関する審議会**を開催。 ⇒基本構想(案)の導入機能と想定規模について議論。 **R3.3.5　第５回大東市庁舎の在り方等に関する審議会**を開催。 ⇒答申(案)について議論。 **R3.3.18　大東市庁舎の在り方等に関する審議会より、最終答申**を受領。 **R3.3.29　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒進捗状況と今後の予定について説明。

年度	全体経過
R3	**R3.4.9　第１２回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒進捗状況の報告及び各候補地(①現在地での新築、②現在地「耐震＋増築」、③市民会館、④末広公園)の比較表について議論。 **R3.5.18　第１３回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒各候補地について議論。②の案(現在地「耐震＋増築」)が優れているとの結論に至る。 **R3.5.25　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒各候補地についての調査結果、比較検討内容について説明。推進本部会議での「現在地での耐震＋増築の案が適当である」という結論について報告。 **R3.6.25　第１４回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒基本構想(案)を推進本部会議として決定。 **R3.7.1～7.31　大東市庁舎整備基本構想(案)についてパブリックコメント**を実施。 **R3.8.4　経営会議**を開催。 ⇒大東市庁舎整備基本構想(案)について決定。 **R3.8.6　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒大東市庁舎整備基本構想(案)について説明。 **R3.9　９月定例月議会**において、「大東市庁舎整備基本構想」可決。 **R4.1.18　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒庁舎整備事業の進捗について報告。 **R4.2.16　第１５回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒想定整備規模や統合機能について議論。
R5	**R5.5.9　第１６回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒DX推進等を踏まえた庁舎整備の方向性について議論。 **R5.5.11　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒庁舎の整備規模について説明。 **R5.7.18　第１７回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒将来的な窓口の在り方について議論。 **R5.8.7　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒将来の窓口像について説明。 **R6.2.15　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒市民サービス部会の取組状況等について説明。
R6	**R6.8.19　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒機能統合の検討状況等について説明。 **R6.10.9　第１８回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒基本構想策定以降の動き、機能統合などの検討について議論。 **R6.10.15　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒機能統合などの検討内容について報告。 **R6.11.18　経営会議**を開催。 ⇒庁舎整備事業の方向性について決定。 **R7.1.16　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒庁舎整備事業の方向性について説明。

年度	全体経過
R7	**R7.7.17　第１９回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒機能統合、事業手法について議論。 **R7.7.23　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒機能統合、事業手法について説明。 **R7.10.10　第２０回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒本庁舎の耐震診断結果の報告、今後の動きについて議論。 **R7.10.21　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒本庁舎の耐震診断結果の報告、今後の動きについて説明。 **R7.12.18　第２１回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒基本構想の改定の方向性などについて議論。 **R8.1.7　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会**開催。 ⇒基本構想の改定の方向性などについて説明。 **R8.1.26　新庁舎整備に関する住民説明会**を開催。 ⇒大東市立市民会館キラリエホール　51 名参加 **R8.1.28　新庁舎整備に関する住民説明会**を開催。 ⇒四条北小学校体育館　18 名参加 **R8.1.30　新庁舎整備に関する住民説明会**を開催。 ⇒諸福小学校体育館　8 名参加 **R8.3.25　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会協議会**開催。 ⇒庁舎整備事業における隣地協議等について説明。
R8	**R8.4.21　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会協議会**開催。 ⇒庁舎整備事業における今後の方向性について説明。 **R8.5.8　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会協議会**開催。 ⇒庁舎整備事業における今後の方向性について説明。 **R8.8.7～8.20　大東市庁舎整備基本構想改定版(案)についてパブリックコメント**を実施。 **R8.8.17　第２２回大東市庁舎整備に関する推進本部会議**を開催。 ⇒基本構想の改定案について議論。 **R8.8.18　大東市の市庁舎建て替えに関する特別委員会協議会**開催。 ⇒基本構想の改定案について説明。

用語		解説
あ行	雨水貯留浸透施設	降雨時に雨水を貯め、地下へ浸透させることで、河川や下水道への急激な流入を押さえ、浸水被害を防止する施設のこと
	オストメイト	様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設した人のこと
	オンライン化	これまでインターネットで繋がっていなかったものをインターネットに繋げて、アクセスできるようにすること
	オンライン会議	インターネットを通して、複数のユーザーが同時に参加することにより行われる会議のこと
か行	基金	特定の目的のために積み立てられた資金のこと
	キャッシュレス決済	クレジットカードや電子マネー、口座振替などを利用して紙幣や硬貨を使わない決済方法のこと
	公民連携	自治体と民間事業者が連携して公共サービスの提供を行う仕組み
	コンクリート圧縮強度試験	コンクリートを押しつぶす力に対して、耐えられる最大の強さのこと。構造物の耐久性や安全性を決める指標となるもの
さ行	サーバー室	重要な機密データなどが格納されているサーバーを置くためのエリア
	自治体フロントヤード改革	マイナンバーカード等を活用し、自治体と住民との接点（フロントヤード）の多様化・充実化、窓口業務の改善などを通じて、住民の利便性向上と職員の業務効率化を図る改革のこと
	什器	デスクや椅子、パーテーションなどの事務室で一般的に使われる備品のこと
	情報格差(デジタルデバイド)	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと
	ゼロエネルギービル（ZEB）	Net Zero Energy Building の略で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと
	総合窓口	住民等からの各種申請などの受付を１つの部署に集約し、例外な場合を除いて、ワンストップで対応を完結させる窓口のこと
	ソフトファーストストーリー制振	建物の 1 階に集中的に制振ダンパーを設置することで、地震力を効率よく吸収させる制振構造

用語		解説
た行	タブレット	画面を直接触って、操作する携帯できる情報端末のこと スマートフォンに比べ画面が大きく操作性が良く、ノートパソコンに比べ軽いため、持ち運びが容易
	デジタル化	あらゆる情報のやりとりを、コンピュータを介して行うことができる形にし、物理的に離れた状態にあるモノ同士をつなげることで新たな価値を創造していくこと
	デジタル活用支援員	ICT 機器・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で、相談や学習を行えるよう支援する人のこと
	テレワーク	ICT を活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方。企業等に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク（例：住宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス等での勤務）と、個人事業者・小規模事業者等が行う自営型テレワーク（例：SOHO、住宅ワーク）に大別される
	地方債	地方公共団体が、庁舎、学校や道路など、一会計年度を超えて返済する資金を外部から調達し借り入れる「住宅ローン」のような制度のこと
	電子決裁	従来、紙の申請書類等にハンコを押印することで決裁していた作業をコンピュータ上の電子文書を用いて行うこと
	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差
は行	バリアフリー	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方
	バリアフリートイレ	車いす使用者、高齢者、内部障害者、子ども連れなどの人に必要な機能を、それぞれ個別に備えたトイレまたは、組み合わせたトイレ
	ピクトグラム (絵文字)	看板や標識等に用いられ、文字を使わず情報や注意を示すための絵文字
	ピロティ	建築物の一階部分で壁によって囲われず、柱だけの外部に開かれた空間のこと
	ファイリングシステム	組織の中で取り扱う書類を分類整理し、管理するための仕組み
	ブース	1 間仕切りをした場所や個室、仕切り席

用語		解説
は行	フリーアドレス	個人の座席を固定せず、自由に着席場所を選んで仕事をするスタイルのこと
	ペーパーレス化	できるだけ紙を使わずに情報や資料をコンピュータのデータなどによって処理・保存すること
ま行	免震床	免震構造を床面に応用し、地震の揺れを軽減させる地震対策装置の一つ
	モバイル端末	小型軽量で持ち運ぶことができる情報端末装置のこと ノートパソコン、スマートフォン、タブレット型端末など
や行	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的状況、言語などの違いに関係なく、すべての人が安全で使いやすく、快適で不便のない製品や建築物、生活環境をデザインすること
	ユニバーサルレイアウト	人事異動や組織の変更があっても、基本的にデスク周りのレイアウトを変えずに、人や文書などが動くことで対応するデスクレイアウトのこと
ら行	ライフステージ	一生の中で節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）により区分される生活環境の段階のこと
	ラーメン構造	垂直方向に立つ「柱」と、柱をつないで水平方向にかけられる「梁」で長方形を形成し、各接合箇所を剛接合している構造
	リソース	資源や資産のこと
わ行	ワンストップ化	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。行政サービスにおいては、複数の課にまたがって提供されている関連手続きの窓口を１ヶ所に集約する、窓口サービスの総合化を指す

A	AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと
B	BPR	Business Process Re-engineering の略で、現在の業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再設計すること
D	DX	Digital Transformation の略で、デジタル技術によって物事をあらゆる面で良い方向に変化させること
	D-biz	大東ビジネス創造センターの略称で、大東市内の中小企業や起業する方をサポートする産業支援拠点のこと
I	ICT	Information and Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。IT の「情報技術」に「コミュニケーション（通信）」性の重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現
L	LAN	Local Area Network の略で、企業内、ビル内、事業所内等の狭い空間においてコンピュータやプリンタ等の機器を接続するネットワークのこと
R	RC	Reinforced Concrete の略で、鉄筋コンクリートのこと
	RPA	Robotic Process Automation の略で、普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して、自動化するもの
W	Wi-Fi	無線 LAN の標準規格である「IEEE 802.11a/b/g/n」の消費者への認知を深めるため、業界団体の WECA（現：Wi-Fi Alliance）が名付けたブランド名

印刷物番号
８－４４